

◆ 第 1 3 回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会 ◆

《 会 議 録 》

主催：石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

会場：石狩市花川北コミュニティセンター

日時：平成16年6月30日(水) 13:00～18:30

第13回 石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会議録

開催日時：平成16年6月30日(木) 13:00～18:30

開催場所：石狩市花川北コミュニティセンター

【出席委員】(敬称略)

会長 田岡 克介  
副会長 牧野 健一 木村 康美

委員

神崎 征治	福沢 和夫	工藤 榮一	加納 洋明	高田 静夫
中野 文能	堀 弘子	熊倉 正博	長原 徳治	池端 英昭
河合 英治	河合 雅雄	田村 嘉瑞	阿部 政二	成田 一夫
佐々木友治	神田 一昭	岸本 正吉	羽立 福光	越智 正男
酒井 敏一	山根 利子	村重 節子	佐藤 豊治	小林 義行
浅井 秀樹	飯尾亜紀仁	小池 弓夫	坪田 清美	藤原 市子
伊藤 一治	沢田 富男	鈴木日出男	桐山 和郎	後藤 崇
中村 東伍	大山 弘行	石橋 千春	岸本 アイ	佐藤 克廣
田中 宣律				

監査委員

土門 隆一 北嶋 富作

【欠席委員】(敬称略)

相原 一男

【幹事会】

青野 誠	谷本 邁	大原 嘉弘	四宮 克	河地 良一
村中 誠治	白井 俊	野 昭夫	岡林 位和	秋村 一郎
加藤 美幸	赤間 聖司	佐々木隆哉		

【行財政専門部会】

細川 修次 清水 雅季 成田 和幸 宮田 勉

【住民福祉専門部会】

吉田 英洋 伊藤 清 熊谷 隆介 佐藤 正巳

【経済産業専門部会】

津川 定昭

【教育文化専門部会】

渡辺 隆之

【議会専門部会】

後藤 敏仁      岩田 政春      芦沢 肇

【事務局】

工藤 泰雄      清水 敬二      小西 裕史      佐々木大樹      中村 裕一  
富木 則善      江部 靖      田中 匡

【傍聴者数】

31名

議事日程	
1 開 会	4 頁
2 会長挨拶	4 頁
3 報告事項	
報告第 1 号 新市建設計画小委員会	4 頁
4 説明事項	
新市建設計画（案）「合併まちづくりプラン」について	5 頁
5 協議事項	10 頁
報告第 3 号 地域自治組織等小委員会経過報告	12 頁
協議第 1 号 地域審議会の取扱い（継続）	12 頁
協議第 2 号 慣行の取扱い	15 頁
協議第 3 号 まちづくり関係	21 頁
協議第 5 号 事務事業の変更に伴う再確認について	26 頁
報告第 2 号 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会経過報告	27 頁
協議第 7 号 議会議員の定数及び任期の取扱い	29 頁
協議第 8 号 特別職関係	30 頁
協議第 6 号 合併の期日	56 頁
協議第 4 号 合併協定書（案）について（事前確認）	60 頁
6 その他	
（1） 第14回会議の開催日時等について	63 頁
7 閉 会	63 頁

## 1. 開 会

工藤事務局長：事務局の工藤です。

それでは、ただいまより第13回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会を開催させていただきます。

本日の日程は、今日追加になります追加議案の方の日程で始めたいと思います。

初めに、合併協議会会長の田岡克介石狩市長よりご挨拶を申し上げます。

## 2. 会長挨拶

田岡会長：皆さん、こんにちは。

あいにくの雨でございますが、久しぶりの雨で、農家の皆さんにとっては何よりの恵みの雨になったのではないかと思います。

今日は、昨年2月20日に第1回の当協議会が開催されまして、迎えて13回目ということになります。本日の提案分で実に70項目、823の事務事業について、一応当初考えた分について出そうという段階までなりました。したがって、事務事業の協議というものは、会長として、進行係として、何とか本日取りまとめていきたいというふうに思っておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

また、今日、市民の皆さん、住民関係者に大変関心が強い、議会議員に関する項目とか、あるいは新市誕生の日を定める合併の期日の協議とか、そういったものを協議願いたいということになります。

また、協議第7号と8号という追加議案が2つございますので、協議の順番を、司会の中でまた改めて進めさせていただきますが、若干異なることをあらかじめご理解いただければと思います。

何はともかく、小委員会を含めて今日まで大変膨大な時間と労力を費やしたこの議論が、何とか今日一つの方向性といえますか、確認ができればということでございますので、どうぞよろしくをお願いします。

工藤事務局長：それでは、これから会議を始めるわけでございますが、規約第10条第1項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっております。正副会長を含めまして委員45名中44名の出席をいただいておりますので、定足数を超過しておりますので会議は成立いたします。

また、規約第10条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの進行は会長をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

## 3. 報告事項

田岡会長：では、初めに報告第1号 新市建設計画小委員会経過報告を、小委員会委員長の加納洋明委員より報告をお願いいたします。

加納委員：それでは、新市建設計画小委員会の経過について報告をさせていただきます。

報告第1号、新市建設計画小委員会の経過報告につきましては、お手元の議案の2ページ、3ページをごらんください。

5月31日、厚田村議会議場で開催した第11回小委員会には、委員15名中12名が出席しております。

初めに、報告事項といたしまして、新市将来構想ダイジェスト版に合わせて配布いたしましたアンケート調査の結果及び新市建設計画への反映について報告を受けております。

次に、協議事項といたしまして、新市建設計画（案）合併まちづくりプランのうち、4 新市の施策、

5 北海道事業の推進、6 (仮称)合併まちづくり基金等の設置と活用、8 財政計画の内容並びに合併まちづくりプランのサブタイトルについて検討・協議を行い、新市の施策から(仮称)合併まちづくり基金等の設置と活用など3つの項目については、原案どおりとすることを確認しております。

なお、8 財政計画及びサブタイトルにつきましては、引き続き次回小委員会において検討・協議することとしております。

次に、6月2日、厚田村議会議場で開催した第12回小委員会には、委員15名中10名が出席し、協議事項といたしまして、合併まちづくりプランのサブタイトル及び財政計画について検討・協議を行い、サブタイトルについては原案どおり「あいの風おこし・石狩の国づくり」とすることを確認しております。

また、財政計画につきましては、各種財政指標など、より詳細な資料に基づく検討・協議が必要であるとの意見が委員から出されたことから、事務局による作成資料の確認をするとともに、再度小委員会において検討・協議をすることとしております。

最後に、6月8日、浜益村議会議場で開催した第13回小委員会には、委員15名中13名が出席し、財政計画について事務局から提出された各種財政指標等の資料の説明を受けた後検討・協議を行い、原案のとおりとすることを確認しております。

なお、今回の小委員会で確認した原案につきましては、6月14日から7月13日までの1カ月間の期間においてパブリックコメントを実施し、次回委員会においては、そこで寄せられた意見等についての検討・協議を行うことといたしました。この計画原案につきましても、後ほど事務局からその概要を説明させていただきたいと思っております。

以上、前回の協議会以降開催いたしました新市建設計画小委員会の経過報告を終わります。

田岡会長：ありがとうございました。

続きまして、報告第2号 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会経過報告、報告第3号 地域自治組織等小委員会経過報告であります。この件につきましては後ほど内容審議をいたしますので、その協議案件の段階で提案説明と一緒に報告をお願いいたします。

#### 4. 説明事項

田岡会長：それでは、報告第1号 新市建設計画小委員会経過報告で、新市建設計画(案)合併まちづくりプランが確認され、パブリックコメントが実施されている旨の報告がありました。この合併まちづくりプランは、住民の皆様から寄せられたパブリックコメントについて再度小委員会で協議をいただいた後、当協議会に新市建設計画(案)として協議願うこととしております。

本日は、原案の段階であります。合併まちづくりプランは新市のまちづくりの基本となる事項を含んでおり、皆様にご協議をいただいております。事務事業の一元化と同様に、合併するかしないかの判断材料となるものでありますことから、あらかじめ委員の皆様へ情報提供をさせていただきます。

その内容について、事務局より説明をさせます。

事務局(佐々木)：計画担当の佐々木と申します。よろしく願いいたします。

私の方から、お手元に配付してございます新市建設計画(案)合併まちづくりプラン～あいの風おこし・石狩の国づくり～につきまして、前のスクリーンの方で説明いたしたいと思っております。

この計画は、さきに策定いたしました新市将来構想の実現に向けて、合併するとした場合に想定される具体的な事業計画などに基づき策定したものであり、合併特例法の規定に基づく、いわゆる市町村建設計画となります。

本日ご説明いたします原案は、新市将来構想策定時と同様、現在住民の皆様からの意見募集、パブリックコメント中でございますとともに、並行いたしまして北海道との事前協議を進めていることなどから、今後最終原案といたしまして正式に協議会にお諮りするまでには、さらに多少の変更等をする事も考えられますことをご理解いただきたいと思います。

また、この原案の作成に当たりましては、新市将来構想ダイジェスト版の配布に合わせ、今年3月に行いましたアンケート調査の結果を踏まえ、その検討作業を進めてきたところでございます。アンケート調査では、新市将来構想における新市まちづくりの各テーマ、重点施策の関心度や項目別の期待度を集計し、これらの結果を参考としながら、建設計画の柱でございます重点プロジェクト、施策の大綱の作成を進めてきたものでございます。

なお、アンケート調査の詳細につきましては、結果報告書として取りまとめまして、本日委員の皆様のお手元に配付してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。また、本日傍聴にお越しの皆様におかれましては、会場後方に閲覧コーナー、こちらの方に備えてございますので、お手にとってごらんをいただきたいと思います。

当協議会の新市建設計画の名称は、この「合併まちづくりプラン」といたします。さらに、新市の地域特性や個性を表現するため、サブタイトル、副題を「あいの風おこし・石狩の国づくり」といたしております。この「あいの風」という言葉は、北西から吹く風を意味しておりますが、3市村沿岸で漁業に携わる人々の間では古くから、南東から吹く風、やませとは対照的に、海面が穏やかになく風として歓迎され、豊漁と漁の安全など幸せの象徴とされております。

また、「石狩の国づくり」という表現につきましては、大正、昭和初期のころまで3市村を含め石狩國と呼ばれていたという史実や、合併するとした場合に新しく生まれるまちが一国的な存在感を高めながら、独創的、個性豊かなまちづくりを進めていくという思いを込めているものであります。さらには、3市村それぞれに培ってきたふるさとの歴史を重んじながら、合併による新しい歴史をつくり、そこに暮らす住民の結束と協力のもと、新しいふるさとを育てていくという願いも重ね合わせているところです。

今後説明会の折などには、これら「あいの風」や「国づくり」をキーワードとして、より深く印象を与えることができるのではないかと考えているところです。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。

初めに計画の概要ですが、大きく3点となります。まず、計画の趣旨は、新市将来構想の実現に向けて、具体的な事業計画に基づき、合併によるまちづくりの指針となるものとして定め、合併後における新市の速やかな一体化に配慮するとともに、地域の特性を活かした均衡ある発展と市民福祉の向上を目指すものでございます。

次に、計画の構成は、新市のまちづくりの基本方針と、その実現のための施策、公共的施設の適正配置と整備、財政計画を中心としております。

最後に、計画の期間ですけれども、平成17年から26年度までの10年間といたしております。

次に、計画の策定に当たって重視しなければならない新市の将来推計人口についてご説明します。

将来推計人口につきましては、前回構想策定時には、国立社会保障・人口問題研究所によります算定システム、こちらを用いておりましたけれども、その後同研究所によりまして日本の市区町村別将来推計人口（平成15年12月推計）が発表されたことによりまして、今回の計画策定に当たっては最新の推計人口を用いることとして変更をいたしております。

こちらのグラフは、平成7年及び12年の国勢調査並びに平成17年から42年までの5年刻みの新市

の将来人口を示したものですけれども、計画期間である平成17年から26年までの間は増加傾向にあります。しかしながら、平成27年の6万2,135人を境といたしまして、減少傾向に転じることが見込まれております。

次に、計画期間を含む平成12年から27年までの間における世代別の推移をご説明いたします。

初めに、15歳から64歳まで、いわゆる生産年齢人口ですけれども、平成12年の約4万1,000人が、0.9倍の約3万7,000人程度へと減少が見込まれております。また、ゼロ歳から14歳までの年少人口についても、同じく約9,000人がおよそ0.8倍の7,000人へと減少が見込まれております。一方、65歳以上の高齢人口につきましては、およそ1万人だったものが、その倍近く、約1.8倍の1万8,000人台へと増大が見込まれており、これらを総合いたしましても、少子高齢化の状況は顕著にあらわれているというところでございます。

さらに、これらの人口の推移を構成比率で見ましても、円グラフの変化でわかりますように、平成12年から27年の間で急速に世代の構成比率が変化していくことがわかります。この将来推計人口から読み取ることができる少子高齢化への対応は、合併後の新市が直面するまちづくりの重要課題の1つでもあり、次にご説明いたします新市の施策の作成に当たって十分に配慮したところでございます。

続きまして、新市の施策についてご説明いたします。

初めに、新市の総合的な施策展開の中でも、新市の特性である豊かな自然環境や資源を活かし、または新市の一体感の醸成と発展に役立つとともに、事業効果が広く、合併の効果が十分に実感できるような施策群を重点プロジェクトとして5つ掲げております。

まず、重点プロジェクトの1つ目は、新市南北80キロの地理的状况のもと、距離を超えた一体感醸成のために、幹線道路、公共交通、情報通信基盤、電子自治体の形成などの推進が必要であり、これらをまとめて「交流のいしずえプロジェクト」としたものです。

このプロジェクトでは、新市を結ぶ交通動脈であります国道231号の整備促進、市街ゾーンにおける循環バス導入や地域核におけるデマンド交通システムなどといった新しい地域交通システムの検討、光ファイバー敷設によります地域イントラネットの構築と、その行政サービス面での運用などを主な事業といたします。

次に、重点プロジェクトの2つ目として、新市の海・山・川などの自然との共生、その保全・利活用などにより環境に優しいまちづくりを目指すということから、「スマート・エコシティ・プロジェクト」としております。

このプロジェクトでは、石狩地区における風力発電施設の立地推進などにより、環境共生都市としての魅力発信を行うとともに、リサイクルプラザの運営などによる循環型社会の形成を促進、身近なみどりから公有林・民有林整備等、森林に至るまで、多様なみどりづくりを主な事業といたします。

また、公共下水道や個別排水処理施設など、地域に応じた生活排水の処理を促進し、環境負荷の少ない市民生活と水環境の保全を目指すことといたしております。

続きまして、重点プロジェクトの3つ目として、新市各所に潜在しております豊富な観光資源のネットワーク化、さらには新市で営まれる農業・漁業との連携による食と体験にスポットを当てた観光の推進を柱とし、観光原動力とした地域の活性化を図るという観点から、『「食と体験」観光推進プロジェクト』としております。

このプロジェクトでは、観光振興プランの策定や体験型観光プログラムの開発などを主な事業にするとともに、新市が臨む日本海を漁業生産の場としてだけでなく、観光レクリエーションの舞台としてもよ



り一層の活用を図るため、海岸環境整備事業の推進やマリンスポーツの振興方策の検討を進めることとしております。

重点プロジェクトの4つ目といたしましては、新市においても今後ますます進行することが明らかでございます。少子高齢化社会に対して、子供を安心して産み育てる仕組みづくり、高齢者が地域社会で活躍できる場面の創出、さらには世代間交流を進め、年齢を問わず元気で豊かな心を持って生活できるまちの実現を目指すということから、「ひと・まちげんきプロジェクト」としているものです。

このプロジェクトでは、子育て支援の充実として、こどもゆめパークの整備を初めとするハード整備のほか、各種の子育て支援サービスの推進、高齢者の社会経済活動参加支援プログラムの開発をも含めた総合プランの策定、農漁業を通じた地域間交流や郷土の歴史・文化の継承と交流などの各種施策を主な事業といたします。

5つ目、最後の重点プロジェクトは、北海道の物流拠点として、また新市の産業集積、港湾物流特区などを活かした産業拠点の形成などにより、石狩湾新港地域の発展を図る「石狩湾新港地域パワーアッププロジェクト」です。

このプロジェクトは、新たな定期航路の誘致を目指した、重点的・戦略的なポートセールスの実施や港湾機能の高度化、札幌市との交通アクセスの向上、各種事業所の誘致推進と環境・リサイクル産業の拠点形成に向けた企業立地ビジョン調査研究などを事業の柱といたします。

以上が、次にご説明いたします施策の大綱の中から、新市において特に重点的に推進する必要がある事業の組み合わせなどによります重点プロジェクトでございます。

続きまして、施策の大綱及び施策推進の原則についてご説明いたします。

新市将来構想で設定いたしました将来像、「活気あふれるホームタウン・いしかり～人と自然と歴史が輝く海浜ゾーン～」の実現のため、5つのまちづくりテーマによりバランスのとれた総合的な施策の展開を図ることとし、そのテーマごとに主要事業を取りまとめております。この主要事業は、総合計画を初めとする既存の各種計画、それらに基づく既存の各市村の実施継続事業、懸案事業等、また、住民の皆様や小委員会委員などからのご意見につきまして、財政計画との整合性を図りながら検討・調整を進めてきたものであります。

そのテーマごとに主な事業をご紹介します。

初めに、テーマ1「しっかり！暮らしの基盤」、このテーマの主な事業といたしましては、国道・道道や幹線道路、生活道路の整備、軌道系交通機関等の導入促進、公営住宅の整備、地域イントラネット・情報センターの整備、高規格救急車など救急業務高度化事業、防災行政無線の整備、警察署設置の促進などであり、このテーマにおける計画期間の概算事業費の総額は、約432億円と見込んでおります。

続きまして、テーマ2「はつらつ！日々の暮らし」の主な事業といたしましては、成人保健、成人検診及び健康増進事業、乳幼児・老人医療費の助成事業、厚田及び浜益地区の医療体制維持に関する事業、高齢者福祉施設の整備、保育所整備関連事業、障害者の各種居宅支援事業などであり、総額は約526億円と見込んでおります。

テーマ3「もりもり！まちの活力」の主な事業としましては、国営・道営等の土地改良事業、農道・林道の整備、漁業における沿岸資源増殖事業等、工場等立地促進奨励補助事業、保養センター改修事業、海岸環境整備事業、道の駅の整備など、総額約102億円となります。

テーマ4「きらきら！風、みず、みどり」の主な事業といたしましては、北石狩衛生施設組合施設整備事業、リサイクルプラザの運営、21世紀北の森づくり推進事業、あつたふるさとの森整備事業、ISO

14001 認証取得事業、風力発電事業、石狩ふれあいの杜公園の整備など、総額約114億円となります。

テーマ5「すこやか！みんなの心とからだ」の主な事業といたしましては、生涯学習センターの整備、こどもゆめパークの整備、市内の各小中学校の施設整備並びに大規模改修事業、石狩紅葉山49号遺跡史跡整備事業、歴史館・ニシン資料館整備事業、市内交流促進事業など、総額約162億円となります。

この中で特に、こどもゆめパーク整備事業につきましては、子供の創造性と探求心をはぐくむ拠点といたしまして、遊びと学びが融合した体験型学習機会の提供と、子供と大人とのコミュニケーションの場の創出に努めるものでありまして、中心的施設の整備に続いて、市民の創意工夫を活かし、手づくりで発展していくという公園づくりの事業でございます。

次に、新市建設の基本理念「自立・共生・協働によるまちづくり」を具現化した施策推進の原則に関する主な事業といたしましては、地域協議会の運営、コミュニティセンター及び集会所の整備、花川南地区公共施設の建設、総合センターの改修によります厚田支所の整備など、計画期間の総額約31億円を見込んでおります。

続きまして、合併による基金についてご説明いたします。

新市においては、一体感の醸成や地域住民の交流、さらにはボランティアやNPO活動など、市民が自主的・主体的に取り組むまちづくり活動の促進のため、新市全体で活用する基金であります（仮称）合併まちづくり基金と、厚田及び浜益地区において、それぞれの産業、歴史・文化、教育、コミュニティ活動等の振興や、合併に伴う住民サービスの变化による住民生活への影響緩和を目的とする事業を、地域住民の創意工夫により実施していくための基金である（仮称）地域振興基金、これら2つの基金の設置を行うこととしております。

これらの基金造成のための財源は、いずれも合併特例債を見込んでおりますが、その基金規模は合併特例債によります基金造成の上限額である約18.8億円のうち、厚田地区及び浜益地区にそれぞれ1億円ずつの地域振興基金、差し引いた残りの約16.8億円を合併まちづくり基金として設置することとしております。

最後となりますが、財政計画についてご説明いたします。

この財政計画の作成に当たっては、新市将来構想策定時に作成した合併1次シミュレーションを踏まえながら、その後の三位一体改革など国の動向、過去の実績や現行制度に基づく見込額、事務事業の調整方針、さらには、先ほどご紹介いたしました各種事業の事業費と、その財源見通しや、それに付随して後年度に発生いたします公債費負担、ランニングコストなど、さまざまな状況を勘案して策定した2次シミュレーションの結果に基づいたものとなっております。

ごらんいただいておりますグラフは、奥のピンク色が毎年度の収入見込額、手前側の水色が同じく支出見込額を示しております。合併直後並びにそれに続く5カ年度の間は、新市の速やかな一体感向上のためのイントラネット整備や電算システム統合などに多くの費用を要することや、合併による経常的な経費の節減効果がまだ十分にあらわれてこないことなどから、年度によってはばらつきがございますが、毎年1億から11億円の財源不足が発生いたします。その対応策といたしまして、さきにご説明した合併特例債の活用による合併まちづくり基金から一時的に借入れを行い、財源不足額を補てんすることで収入と支出のバランスを図ることといたします。この基金の一時的な運用を繰りかえ運用と言いますが、財源補てんのため基金から繰りかえ運用した現金は、合併により人件費などの経常的な経費のスリム化が進み、合併の効果が顕著にあらわれてくる計画後半には、利息とともに基金に返済していくことといたします。

このように、計画期間のすべての年度における収支の均衡が保たれるよう考慮した財政計画となっております。なお、計画期間の後半の平成23年度以降は、見込まれる決算余剰金の中から合併特例債の償還金、返済金ですが、そのうち地方交付税により措置される7割分を除く3割に相当する額を、将来の公債費負担に備えた基金、減債基金と申しますが、として、合併まちづくり基金などとはまた別に積み立てていくこととしております。

また、さらに計画期間後の平成30年以降にあつては、毎年1億から2億円の決算余剰金も見込まれることとなっております。

以上、大変長くなりましたが、新市建設計画原案の内容について説明をさせていただきました。

なお、冒頭にも申し上げましたとおり、この原案につきましては現在パブリックコメントにより意見募集を実施中であり、本日傍聴にお越しの皆様からも忌憚のないご意見をお寄せいただければ幸いです。

以上で、説明を終わります。

## 5. 協議事項

田岡会長：それでは、本日の協議に入ります。

はい、どうぞ。

長原委員：1つだけ聞きたいことがあるのですが、聞いたらまずいですか。

田岡会長：いえ、どうぞ、結構です。

長原委員：私も小委員会に参加しておりまして、そこで発言すべきだったのですが、その後出てきた気のついた点で1つ大きな問題がありますので、ちょっと聞いておきたいと思います。

それは、ただいま報告されましたまちづくりプランの13ページなのですが、光ファイバー網の整備の件なのです。これ地域イントラネットの整備で23億円の予算、概算事業ということになっておりますが、その後いろいろ調査してみますと、現在既に国において国土交通省が情報ボックスという形で光ファイバーの整備が済んでいると、できているということがわかりました。この光ファイバーの整備を、国としても貸し出しを現在呼びかけていると。地方自治体も大いに使ってくださいと、こういう状況にあるというふうにも聞いておりますので、この計画にある新たな光ファイバー網を整備、これだけ多額の予算をかけることなく、国のこの情報ボックスを活用することで、予算の大幅な減額ということは可能ではないのかというふうにその後考えたわけで、気がついたわけですが、費用等も国土交通省にお問い合わせしましたところ、かなり低額、安い料金でこれが活用できるということもわかっておりますので、その辺の再検討ということの必要性があるのではないかと思います、状況は、再検討の余地はないのかお尋ねをしておきたいと思います。

専門部会（成田）：石狩市総務部地域情報推進担当の成田でございます。

私から、ただいまの委員の質問に対しまして説明させていただきます。

まさしく今委員の発言にありまして、国土交通省では河川道路管理用の光ファイバーというのを、主に全国の国道ですとか河川沿いに敷設しているところございまして、その光ファイバーのあいている芯線を、地元の電気通信事業者ですとか民間事業者に貸し出すというのを毎年行っているところございまして、くしくも今日午前中その16年度分の貸し出しの説明会がありまして、私今行ってきたところなのですけれども、確かに貸し出しはしております。ただ、それもある程度やっぱり費用負担がありまして、その費用負担に基づいて、この石狩・厚田・浜益間、距離にして約70キロ以上あるのですけれども、そ

れを借りるとしますと、例えば今、国で、この石狩市の国道231号線沿いで貸し出せる芯数、芯数というのは光ファイバーの線の束の数なのですけれども、16芯であると聞いております。その16芯をすべて借りるとしまして、1年間に1キロ当たり16円ですから、16円の16芯で距離が70キロメートルですから、年間1,792万円ほどになります。貸出料は、これが10年間ですと、1億7,920万円。貸し出しが保証されているのは10年間ですと、10年以降は国の方の都合でその貸し出しを取りやめることもできるというものですから、非常に回線の長期利用の面からしますと安定性に欠けるという点があります。

それで、この10年間で1億7,900万円ですけれども、これを仮に同じ芯数を自営で、今回うちで考えているのですけれども、自営で70キロ引くと費用が17億5,000万円かかります。借りるのが10年間で1億7,900万円です。ですから、初期の工事費用としては、大体10年分の借りる料金と同じなのですけれども、自前で引くことによって10年以上安定して使えるということが保証されております。

それと、2点目の点としまして、その国土交通省の回線は、システムのメンテナンスですとか、例えば何か災害事故があって断線するとかというのがありまして、断線すると、物理的に断線した場合は早くて丸一日ほど復旧にかかります。そのほかにも通常システムのメンテナンスなどでも回線が途切れることがありますので、行政情報等の安定した回線にはちょっと余りふさわしくないのではないかなと判断したところでございます。そのようなことから、我々としては自前で引く方が安定した回線確保ができると判断してきたところです。

田岡会長：ついでに、国土交通省の借用することによって、私たちが今やるIT自治体のeラーニングを含めた地域イントラというものに、そのファイバー網がちゃんと対応できるのかと、その幹線ファイバーだけで対応できるかということの説明の方がいい。

専門部会（成田）：先ほど申しました16芯という芯数ですけれども、石狩市の現在の行政情報のデータ通信にはその芯数が足りないのですね。光ファイバーの線というのは、基本的に1対1の接続になるものですから、業務システムの数に比例して線数が必要になってくるのです。一番電算センターに近いところでは数百芯の芯数が必要なのですけれども、一番芯数の少ない厚田・浜益の間でも16芯を超える線数です。行政サービスを行うには、まず物理的な線の数が足りないのですよ。そういったこともありまして、うちの方では国の線を借りるということはちょっと除外したところでございます。

田岡会長：よろしいですか。

長原委員：ちょっともう一回聞かせてください。

田岡会長：今の話は詳細の話ですから、この協議会の中で今の議論をする場面があるのですよね。新市まちづくりプランの協議の場もありますので。それで、詳細なデータの話になると、極めて専門的な話の部分もあったり、データ説明をしないとご理解いただけない面もあると思いますので、担当と別な時間でやっていただくと。議論の場合は、次のときに、まちづくりプランだけの協議の場がありますけれども、今どうしても、今急ぐのだというのでしたら、それまでは拒否しませんが、どうですか。

長原委員：いやいや、そういうことですから、また議論は別にさせていただきますが、なぜ今言わなければならないかといいますと、額が相当大きいのですよね。それで、その額によっては、後の財政計画に与える影響額も相当大きな額になりますので、私は今言わなくてはいけないと言っているのですよ。そういうつながりがあるものですから。

確かに多少ギガビットというのですか、容量の問題とか芯線の問題とか、確かに技術的な問題があるの

はわかります。それはわかるのですが、私の調査した範囲では、このギガビット、容量そのものからいえば決してこれ不足していないとも考えられるわけなのです。そういう点があるので申し上げているのですが、今いきなりその中身を議論する場面ではないと言われれば、それ以上なかなか発言しにくいだけでも、ぜひもう一度再検討していただいて、どこかの機会でもた議論できる機会を、質問できる機会をつくっていただければというふうに思います。

もうそれでやめます。

田岡会長：今のご質問に的確に説明できる資料を議論の場に提供させていただきたいと思います。

それでは、本日の協議に入らせていただきます。

協議第1号 地域審議会の取扱いについて協議をいたします。

佐藤豊治地域自治組織等小委員会委員長より、地域自治組織等小委員会の経過報告と提案の概要につきましてご説明をしていただきたいと思います。

佐藤（豊）委員：皆さん、こんにちは。委員長の佐藤でございます。

報告第3号 地域自治組織等小委員会の経過につきましてご報告をいたしたいと存じます。

地域審議会の取扱いにつきまして、本小委員会が前回第12回協議会に提案いたしましたところ、本小委員会での決定後に衆参両院総務委員会において、報酬等に関する附帯決議がなされたことが判明し、再度協議が望まれましたことなどから、第7回地域自治組織等小委員会を、去る6月3日、石狩市議会第1委員会室において15名の委員全員の出席で開催をいたしました。

地域協議会委員の報酬につきましては、原則無報酬との衆参両院の総務委員会の附帯決議を踏まえ協議を行いました。合併に際し新しいシステムを根づかせるために、責任を持って地域自治に取り組んでもらうためには報酬は必要との意見が出され、報酬の額にはこだわらないが支給すべきであるという意見で一致したことから、合併時までに見直しを含め報酬額を定めることができるよう、協議書案の文案を一部修正し、本日協議会に提案することを確認いたしました。

さらに、前回の協議会においてご意見のありました、地域自治区の設置期間、地域自治区に特別職を置く必要性、地域協議会会議の定足数及び表決についても再度協議を行いました。

地域自治区の設置期間10年については、新市建設計画の10年間を考慮したものでありますが、地方自治法による一般制度としての地域自治区を新市全体で実施するための検討・研究期間でもあり、一般制度が実施されることとなる場合には、期間にこだわらず10年未満となることも可能であることから、妥当な期間であること。

地域自治区に特別職を置くことについては、合併後、石狩市長が直ちに地域事情を把握し切れないのではないかということから、合併をスムーズに移行させるという意味合いからも、一定の期間、地域の行政運営に関してすぐれた見識を有する者を選任する、つまり特別職を置くことが適当であること。

地域協議会会議の定足数及び表決については、地方自治法第113条（定足数）及び同法の第116条（表決）の規定を準用しており、地方公共団体の議会と同様であることから適当であるとの意見で一致したため、以上3点については原案のとおり提出することを確認いたしました。

以上、地域自治組織等小委員会の協議結果についてご報告をいたします。

田岡会長：ありがとうございました。

続きまして、事務局からも説明をさせていただきます。

事務局（田中）：事務局の田中です。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、第7回の小委員会において再度協議を行いました事項につきまして、委員長報告と重

複する点もありますが、ご説明させていただきます。

最初に、前回協議会でご意見のありました、地域自治区の設置期間、地域自治区に特別職を置く必要性、地域協議会会議の定足数及び表決の3つの事項についてご説明いたします。議案11ページをごらんください。

第3条、「地域自治区の設置期間は、合併の日から10年間とする。」としております設置期間について、その期間が長過ぎるのではないかというご意見がありました。この10年間については、第8条、地域協議会の審議事項において新市建設計画に関する事項が含まれていることから、新市建設計画の期間である10年間を考慮する必要があること。

また、本日資料3としてお配りしております、さきの協議会の委員長報告における小委員会としての附帯意見にもありましたように、地方自治法に基づく一般制度としての地域自治区を新市全体で実施することなどについて、期間中に検討・研究を行い、一般制度としての地域自治区を実施する場合にあっては、期間が10年に満たなくとも、当然一般制度への移行を実施すべきであり、そのような意味を含めて10年としたものであり、従来の考え方に変更はなく、原案のとおり確認されました。

第5条、地域自治区には、合併時から4年の期間は事務所の長に代えて特別職の区長を置くこととしていることについて、特別職の区長を置く必要性がないのではないかと、なぜ4年なのかというご意見がありました。

特別職の区長を置くことについては、合併後、石狩市長が直ちに地域事情を把握し切れないのではないかとことから、一定の期間、地域の行政運営に関しすぐれた識見を有する者を選任する、つまり特別職を置くこととすべきであり、その一定期間としては、一般的に特別職の任期が4年であること、また、将来、地方自治法による一般制度としての地域自治区に移行することも想定されることから、事務吏員による支所長を置く期間を考慮することが適当であるとの従来の考え方に変更はなく、区長の任期を4年とし、原案のとおり確認されました。

議案12ページに移りまして、第9条、地域協議会の会議について、委員の過半数が出席しなければ開くことができない、会議の議事は出席委員の過半数で決ずるとしていることについて、15名の委員の場合、8名の出席で会議が成立し、5名により議事の可否が決する場合が考えられることについて、いかなものかというご意見がありました。

会議の定足数と表決については、地方自治法第113条（定足数）及び同法第116条（表決）の規定を準用し、地方公共団体と同様の制度としたものであること、また、自分たちの地域のことなのだから、できるだけ多くの委員に参加していただき、できるだけ総意に基づき物事を決めていく、これを地域協議会の前提とすべきであり、表決による決定はやむを得ない場合に行うこととなるが、規定は必要との意見が出され、原案のとおり確認されました。

これらのことから、第3条 地域自治区の設置期間、第5条 地域自治区の区長、第9条 地域協議会の会議については、変更せずに再提案させていただきました。

議案11ページにお戻りください。

次に、第6条第4項、地域協議会委員の報酬の取扱いについてであります。衆参両院の総務委員会において、住民の主体的な参加を期待するものであることから、原則として無報酬とするよう周知することという附帯意見が出されたことから、これを踏まえ協議を行いました。

地域協議会委員の報酬については、合併に際し新しいシステムを根づかせるため、責任を持って地域自治に取り組んでもらうためには報酬を支給すべきであるなどの意見が多く出され、報酬の額は問わないが

支給すべきであるという意見で一致いたしました。こうしたことから、協議書（案）を「委員の報酬については、石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の例による。」とありましたが、この「条例の例による。」という箇所を「条例の定めるところにより支給する。」と文案修正いたしました。この文案修正による具体的な取扱いの変更についてご説明いたします。議案15ページの参考3をごらんいただきたいと思えます。

修正前は、石狩市の条例第2条の別表の区分（10）の報酬の額に基づき、地域協議会委員の委員長に6,900円、委員に6,100円を支給することになっていましたが、修正後は、別表に新たに地域協議会委員という区分を設け、合併時までに新たな報酬額を定めることができるようにしたものであります。

以上、協議第1号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ただいま佐藤小委員会委員長並びに事務局から、小委員会の協議の内容についてご説明がありました。

今回は、特に地域協議会委員の報酬の取扱いについて、再度委員会においてこの議論をしていただきたいという結論であります。改めて協議をした結果でございますが、この委員会の原案といえますか、事務局原案も含めた委員会の考え方についてご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

長原委員：まず、最初に第6条の関係ですが、地域協議会の委員ですけれども、こういった1、2、3となりますと、この中には、後の議員の定数の問題とも関連がありますが、議員の方が地域協議会の委員を兼任をするということも、この文案上は読み取りとして可能になると思えますが、そういう確認でよろしいでしょうか。お答えいただければと思えます。

そういう形になったときに、果たしてそれが、重複した形といえますか、機能として、本当にこの地域審議会というのが、いわゆる本則、自治法で言う自治区というのとはかなりイメージが違って、やはり今回示された全体の姿は、合併特例法による地域審議会というイメージがやっぱり非常に強くなるというふうに思えます。

さらに、その上に区長を置くということですが、識見を有する人が必要ということですが、それは別に区長という特別職でなくても、事務吏員の方で見識すぐれた方がたくさんいるわけですから十分に合う、間に合うといったら失礼ですけれども、執務することは十分に可能なわけですし、あえてここに、財政シミュレーションによりますと、この区長の報酬は年額1,000万円となっているわけですから、合併そのものがもともとお金がない、節約だということが非常に言われている中で、あえてここにこの区長を4年間置かなければならないという意味は、なかなか市民の皆さんにはご理解されにくいと私は思えます。そういう点では問題があるのではないのかなというふうに思えます。

それから、この10年間という期間についても、途中で変えることはできるのだということですが、できればそれは「以内」というような表現がされることが望ましかったのではないかと。特例法でも最低は5年ですよね。5から10という表現になっていますので、どうかなという印象は、今の再審議のお話を伺った上からも、なお疑問として残るし、問題点は残っているなというふうに感じております。

清水事務局次長：事務局次長の清水でございます。私の方から長原委員のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、第1点目、議員が地域自治区の協議会の委員となることは可能かということですが、これについて法的縛りはございません。可能でございます。ただし、小委員会においては、そういうことは可能だということの確認はしておりますけれども、そういうことを想定して小委員会で話し合われたとこ

るではないということでございます。

また、協議会の委員につきましては、6条の方にも書いてありますように、市長が住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して選任するという形となっておりますことから、地域住民の皆様のご意見を聞きながら選任してまいると。そういったときに議会議員との兼務の兼ね合いについても話し合われるのではないかと。そういうところで整理されるのではないかと考えているところでございます。

それから、区長についてですが、これは見識を持っている一般職でもよいのではないかと、1,000万円というのでは高過ぎるのではないかとというようなご意見でございましたけれども、一般職とした場合、これは期間が4年間でございますので、その後は、先ほど委員長の報告並びに事務局の説明がございましたとおり、一般職が支所長という形で長に次いでいくわけでございます。その場合は、当然区を代表する一般職でございますので、部長級がなっていくのではないかと現在のところ想定しているところでございます。そうしますと、石狩市の部長級というのは、シミュレーションでも入れたとおり、1,000万円程度というのが大体おおむねの形としては妥当ではないだろうか。そういうような給料水準であるということからしておるところで、それについては遜色のないものと考えておるところでございます。

それから、10年間につきましては、先ほども申しましたように「以内」というわけではなく、その中に一般的な制度として地域自治区を設けるという形を想定して小委員会で協議がなされておるところでございまして、そういった場合につきましては、一般制度に切りかわるについては、当然その方が、全市で行われるということでございますので、そのような制度に切りかわっていく。新市全体で地域自治区というもので住民自治を盛り上げていくといいますが、実施していくという形になるかと考えておるところですので、「以内」というよりも、この10年間という区切りについては一通りの形ではよろしいのではないかと、また、審議事項の中に新市建設計画に関する事項がございますから、それと合わせた形で項目を立てているということが小委員会で検討されている事項でございますので、ご理解いただければと思っております。

田岡会長：いろいろなお考えやご意見があると思います。小委員会におきましてそれらも含めてご議論がなされた結果だと思っておりますので。

ほかにご意見ございませんか。

(なしの声)

田岡会長：なければ、地域自治組織にかかわります議員報酬の取扱い、「例による。」から「条例の定めるところにより支給する。」と修正されたものであり、報酬の額にはこだわらないが支給すべきだという意見などを十分考慮した中で、合併時までには定めることとなります。

この件につきましては、提案された内容で確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、協議第1号 地域審議会の取扱いは、提案のとおり確認をさせていただきたいと存じます。

続きまして、協議第2号 慣行の取扱いについて協議を行います。

事務局から説明をさせます。

事務局(中村)：事務局の中村です。よろしくお願いいたします。

協議第2号、協議項目20、慣行の取扱いについてご説明いたします。主な内容を18ページからの個表で説明いたします。

1.市章につきましては、石狩市の市章を新市の市章とすることで、合併時に石狩市の制度に合わせる



ものとしております。

2. 市民憲章につきましては、新市において新たな憲章を制定するものとしております。

19ページになりまして、3. 市の花・木・鳥であります。合併時は石狩市の市の花と木を用いることとし、新市において新たな花・木・鳥の制定などについて検討するものとしております。

4. 名誉市民と、20ページにあります5. 荣誉市民につきましては、一括して説明いたします。

調整の内容としましては、合併時に石狩市の制度に合わせるものとするとしております。

この2つの制度の具体的な取扱いにつきましては、現況調書の4ページ、5ページにありますとおり、合併前の2村における名誉村民及び荣誉村民の受章者の取扱いとして、台帳に登録し、その誇りと敬意を後世へ伝える旨の規則を制定し、受章歴を新市に引き継ぐことといたします。ただし、従来からの特典については引き継がないものとしたします。

現在、両制度を通しての該当者は、厚田村に荣誉村民の受章者がおりますので、協議調書の具体の取扱い欄には、その旨記載しているものであります。

最後に、6. 宣言につきましては、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、17ページ、調整の内容でありますけれども、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。市民憲章については、新市において新たな憲章を制定するものとする。厚田村の荣誉村民の受章歴については、新市に引き継ぐものとし、特典については引き継がないものとするとしております。

以上、協議第2号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：本件についてご意見をいただきたいと思いますが、

どうぞ。

長原委員：荣誉市民の取扱いで、「受章歴については、新市に引き継ぐものとし」というところの理解なのですが、ただいまの説明で大体イメージとしてはわかるのですが、特典については引き継がないものとする、あえてここに書かれているわけで、ということは、その前の方ですね、基準ですとか称号の贈与等についての取扱いはどうなるのかということも疑問で、今の説明ですと記録だけが残りますよという話ですが、これは歴史的に見れば、それを受章されたという事実は、ここでどういう記述がされるされないにかかわらず、事実として当然残るわけですから、あえてこういう記述が必要だったのかなという気もしないわけではありませんが、もう少し内容を詳しくご説明をいただいております。

清水事務局次長：長原委員のご質問に対して私の方からお答えしたいと思います。

まず、特典の方につきましては、これは誤解がなきようにという形で、記録として、記録といいますが、受章歴については新市としてしっかりそれを引き継いで後世に伝えていくという意味合いを込めまして、そのことをまずお伝えしたいという意味でこの文章をしてあるところでございます。

それから、その特典については、それがまた引き継がれるということで誤解を受けては、いろいろ皆さんにご迷惑をかけるところがあるかもしれませんので、それについてもはっきりと明記させていただいたところでございます。

それから、3点目の、厚田村で受章されている事実、それがあのであるから、それは事実として当然残っているわけですから、新市においてそういう記録をとどめなくてもよろしいのではないかというご意見でございましたけれども、これにつきましては、私ども事務局並びに専門部会で考えた考え方としましては、やはり新市として引き継ぐ、編入になる2村の分について、そういう事実があったことはきちんと新市の中で記録をし、その功績等を敬意を払って後世に伝えていく、そういう責務も新市において引き継いでいくのが当然ではないだろうか。そういうことで、新たに規則等を設けまして、その受章歴を引き

継いでいこうという形でございます。それにつきましては、現況調書の中の5ページの方で、具体的な取扱いの内容のところその旨も明記してございますので、ご理解いただければと考えているところでございます。

田岡会長：よろしいですか。

長原委員：ただいまの話の中で、新たに規則をつくるというご答弁がありました。その規則の内容というのは、おおむねどういう内容の規則になるのでしょうか。それは結局、過去にそういう事実があったということ記録に残すと、こういう意味で理解してよろしいのでしょうか。今ちょっと規則という言葉が出ましたので、もう少しご説明をいただいております。

清水事務局次長：ただいまのご質問にお答えしたいと思いますけれども、現在のところ素案の素案、たたき台といいますが、事務方で検討しているような内容の分としてお答えしたいと思いますけれども、この分につきましては、合併によって編入する団体、その過去に、その市町村の振興発展に顕著な功績を上げたことによって、その市町村において名誉市民ですとか榮譽市民、その他の称号を受けた者につきまして、これを登録する規則を定め、旧市町村の誇りと敬意を後世に伝えるといった内容の規則を設けたいと考えているところでございます。

また、登録の内容としましては、旧市町村での特別功績者の氏名、功績、称号等、そういったものを、台帳をつくりまして、そこに登載し、永年保存をしていき伝えていくという形をとることを考えているところでございます。

田岡会長：よろしいですか。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員：今日の新聞を見ますと、地域の歴史や生活など、さまざまなものが込められているので、納得のいくまで議論して決めることが大切なので、急いでいるから問題が起きるのだということは、地名の問題ですよ、これ。そういうことが書いていました。地名を決める問題、新しい市の名前を決める問題で、こういうことが言われていました。

これも、文化的な遺産を引き継ぐということも、1つ似たような問題だろうと私は思っております。厚田村で榮譽村民として5名の方を決めておりますけれども、現在生きていらっしゃる方が池田大作さんです。この方は、名誉学位教授を160の各大学からいただいているようです。国際的な名誉市民としては268、いろいろな外国からいただいています。名誉市民、村民としては、富士宮市、厚田村、たった2つですけれども、感謝的なものはもう数えられないくらいいただいているそうです。また、お断りしているそうです。いろいろな地域からいただけるものについては、こういう私は学会員でもありませんし、公明党员でもありません。これは誤解のないように。

先ほど清水さんから誤解のないようにというような言葉がありましたけれども、非常にこれ私問題がある発言だと思っております。こういう場所で、誤解があれば困るというふうな発言は撤回していただきたいと思っておりますし、また、厚田村の、今までの自治体で榮譽村民としてたたえていたよという事実は厳然として残るということを今聞きまして安心しましたけれども、こういう文化的な遺産を残してくれたということは私は大事なことだと思います。世界平和を唱えていたガンジーだとか、非武力を唱えていたキング博士だとかというふうな方と一緒に、やっぱり世界的な宗教家として、または教育者として池田さんをたたえて、こういうふうな称号を贈られているというふうに私も理解しております。

また、皆さんもごらんになったかどうか分かりませんが、厚田村の中には桜の園というのがあります。私も去年から老人クラブに入りまして、会長になり、今年初めて桜を見に行ってきました。そうし

ますと、大体10日間は桜を見られるのですよ。北海道でも有名な桜を見られます。10日間見られる場所はなかなかないです。そのためにはやっぱりかなりの努力をされている造園屋さんがあります。今、一分咲きから散るまでの間、10日間の桜を見られる場所というのはなかなかないです。

この写真、貸してくださいと言ったら、いや、贈呈しますと言って、造園屋さんからもらってきましたけれども、後で市長、これ見てください。こういう立派な桜の山があるということは、なかなかこれ大変な努力があって、こういう文化的な遺産を引き継ぐということは、これ牧野村長にも、こういうことを今まで、こういうことですからやっぱり厚田村も栄誉村民にしたのだと私は思うのですよね。こういう立派なことを、やっぱり地域の歴史や文化を継承するということは大事なことで、これをおろそかにしたら、この合併問題というのは壊れますよ、はっきり言って。こういう生活文化を大事にしない合併問題というのは、理論の外だと私は思うのですよ。

ですから、私も前に駐在員の問題だとか連絡員の問題も言いましたけれども、今まで生活に根づいていたものを大事にしない合併問題というのは、根底からやっぱり、これはやっぱり財政的にただ大変だから合併をするというふうな、ただそれだけでもって合併することは問題だと私は思います。生活文化を大事にしない合併なんて、せっかくの今までの歴史がどこへ行ってしまうかということなのです。こういうことを今日は訴えておきたいと思います。

ですから、さっき清水さんの言われた、誤解を生じるというような言葉は、ちょっとやっぱり問題だと私は思いますので、栄誉市民としての継承、石狩市と合併した場合もやっぱり継承していただくことが大事なことだと私は思いますので、あえて言わせていただきたいと思います。

清水事務局次長：私の発言で、ちょっと意を尽くせないで、誤解という言葉の関連ですが、それこそちょっと誤解して受け取られている面がありますもので、もう一度ご説明させていただきますが、受章者の個々のことについての触れてのことを言っているわけではございません。私が誤解と言ったのは、まず、栄誉村民の受章歴、これは引き継ぐのだよと。このままにして、ただその文言だけでとどめてしまうと、特典も引き継がれると誤解される、そこの制度的な誤解がされると困るので、ここを明記しましたという意味での誤解というふうに使ったまででございます、受章者等についての云々かんぬんとか、そういうふうな過去の歴史とか、そういうことについてのことを言っているわけではございませんので、ご理解いただければと思っているところでございます。

田岡会長：そのほかにご意見ございませんか。

どうぞ。

福沢委員：今の問題ですけれども、私もやはり全部を引き継ぐべきであろう、端的に言います。今の現在の形からいきますと、浜益村にはないですけれども、石狩市には規定があったけれども、現在そういう状態にないという形で、厚田村にだけあると。現実として生存されている方が1人だけになっておりますけれども、1人いらっしゃるという中で、そのやった経緯というか、栄誉村民になれた基準がございまして、それからそれを厚田村として待遇をしてきたわけでございます。そうしたら、その待遇に、これから幾ばくお金がかかるのか私にはわかりませんが、どうして今まで厚田村が与えていた特典を与えていただけないのか。

ただ1つ、私も疑問には思っているものがあります。死亡のところの一番下に村葬という部分がございますけれども、こういったものは議論の中でなくなっても結構だと思います。これをやるべきことが本当にいいのかどうか、私はこのときに携わってございせんからわかりませんが、栄誉村民で村葬をすることがいいのか、できるのか、すべきなのかということについては、仮に引き継いだとしても議論さ

せていただくよという形があってもいい。

今、厚田村で大きな公の行事があったときに、必ずお声をかけて式典に来ていただく。このことが、こういった人たちの日常生活の中といたしますか、活動の中で、厚田村を宣伝していただいている。先日厚田村へ行ってきましたよと。こういう大きなことがありましたよとか、いろいろな形でやっていただけることも望んでずっとやってきたことが、受章したよというだけの記録を、それは承継するけれども、後は全部知らないよという考え方が本当にいいかといったら、私は違うような気がする。厚田村民としては、やはりこれも引き継いでいただいて、不都合なところがあるについては、当然議論して直していただくことも結構でございますけれども、当面は引き継ぐよという形が望みたいところでございますけれども、本当にだめなのかどうなのか。私の意見がおかしいのか、その辺も皆さんからお聞きしたいと思います。

田岡会長：どうでしょうかね、皆さん。今厚田村のお2人の委員から、新市においても引き継ぐべきだというご意見が出ました。

私の、会長というよりは、むしろ個人的な感覚の問題で、あえて一言言わせていただきますと、まず、新市において、その人を全員が知っているかどうかということですね。そして、その人たちを新しいまちにおいて、新市における市民の皆さんたちが心からそういう受賞歴やさまざまな履歴を理解するかということを含めて、当然そういう理解が深まったときにおいては、制度がありますので、石狩市においてその制度の活用というのは考えられるのではないかというふうに思いますけれども。

どうですかね、この辺非常に意見の分かれるところだと思いますが、皆さんに忌憚のないご意見をいただければと思いますが。

どうぞ、池端委員。

池端委員：石狩市の池端でございます。

基本的に制度は残す、荣誉市民としての制度を残すということの中に、特典を、これを除外するということだと思うのですが、その特典をよく見ますと、公の式典への参列ですとか、その他必要と認める特典、待遇、死亡時の弔詞・弔花・弔慰金とかというふうになっていますよね。村葬も含めてなのですが、実際この特典が、今現在どういう特典を、その現在お1人いらっしゃる方に与えられているのかということと、また、今後のことを考えていきますと、それらの特典が必要になるのかと。それは、例えば厚田村だけの視点ではなく、3市村という視点から考えたときに、市葬というふうになったりですとか、そういうふうになると思うのですが、それが本当に3市村民、全住民から、その特典が本当に必要になるかという、ここだと思うのですよね。

私は、その受章されるという推挙の基準をきちっとクリアした中で、当然広報なりの公の場で、表彰であったり氏名の公開であったりというような部分で市民に明らかにされるということの方がまして重要であると考えますし、それ以後の特典に関して未来永劫必要なものなのかなという部分では非常に疑問を持つところでございます。

田岡会長：そのほかにもございませんか。

非常に真意的に微妙な問題だというふうに思いますだけに、どうですか、厚田村のほかの委員のご意見などはございませんか。

加納委員、どうぞ。

加納委員：石狩市の加納です。

今それぞれご意見がございましたけれども、この中で、今の厚田村の部分を全部なくすということではなくて、新市において規定を定める、新しくつくっていくということでありますから、私はその中で、必

要のあるもの、必要ではないものを含めて検討して、新市の中でそういう新しい規定をつくれればいいことであって、この中で、規定をつくる中で、これは必要だとか、これは必要ではないということの部分の話が当然出てくると思うのですよね。ただ、この段階で、今のこの場所で、これは要らない、これは残せという話にはなかなかかなりづらい。これはもう厚田村の皆さんの何十年にわたる思いがあるわけですから、それを新しい市になって、それを全部なくしてという話には私はならないと思いますし、当然新市の中で検討する、規定をつくるというふうになっていますから、その中で必要に応じたものとして、新しい規定としてつくれればいいというふうに思いますけれども、ここで云々という形には、なかなかかなりづらいかなというふうに思いますけれども。

鈴木委員：今まで大体、この区分の段階で、石狩市の制度に合わせるものとするというのが普通ですよ。ですけれども、ここに、厚田村の栄誉村民の受章歴については、新市に引き継ぐものとして、特典については引き継がないものとする、わざわざこうやって書くことがおかしいのではないのかと長原委員からも質問があったように、わざわざこういうことを書く理由が私には理解できなかったということが、まず質問させていただいた第1点なのです。

ですから、幹事会でどんなような討論がなされたか私はわかりませんが、このように、今加納委員のおっしゃることであれば、栄誉市民についても「石狩市の制度に合わせるものとする」であれば、当然それで私も納得いくことなのです。今までは大体そういうことで終わっているわけですよ。ですけれども、私が一番先に言ったように、地域の歴史や生活に関する問題については、当然理事者間の間でも十分にこれはもう討論されるなり何なりされて提案されることが大事だというふうな理論なのです。私の理論としては、そういうことがないから、この場でもってこういう討論がされるわけなのです。そういうことが大事なのではないのかということが、私の提案の第1の理由なのです。そういうことがないから、こういう場でこういう討論がなされるわけですよ。私もそれが大事なことなのではないのかということを、一番言いたいのです。

だから、この特典についても、これがすべてだとは私も思っておりません。ですから、新しい市になれば新しいやり方もあるだろうと私も思います。ですから、新しい形の中でそれが討論されることがいいのだろうけれども、こういうことで、今までは全体的に石狩市の制度に合わせるものとする、合併時に合わせるものとするでもって今までやってきたものが、何でここにわざわざこういうもの、引き継がないものとするというふうなことが出てくるのかということなのです。それは、やっぱり理事者間の間で意見の疎通がない、意思の疎通がないからなのです。そういうことを私が言いたいわけですよ。

田岡会長：わかりました。

そここのところの基本的な考え方は、私と委員とは全く異なる問題でありまして、3首長が事の問題を全部協議してするというよりは、重度の高いこういった場においてさまざまな議論を重ねた結果、私たちが最終的に判断するというルールでこの協議会が進められているということは、もうこれまでも何回もお話をさせていただきまして、鈴木委員とは基本的にそここのところは何回やっても意見が異なります。

それから、今具体例の取扱いの文章の件ですけれども、ちょっと事務局の方からもう一度、なぜこれが書かれたのかと。あるいは、消すということはどういう判断の是非が生じるか、ちょっと説明をしてもらいます。

5分程度休憩させていただきます。

(休憩)

田岡会長：それでは、会議を再開させていただきます。

ただいまの榮譽市民等の具体的な取扱いの中でご指摘をいただきました件について、事務局内部で文言の調整や物の考え方の整理などをさせていただきまして、修文案を改めてご説明をさせていただきたいと思っております。

工藤事務局長：修文案についてご説明いたします。

具体的取扱いにつきましては、「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。厚田村の榮譽村民については、新市において規則を定め引き継ぐものとする。」。こう修正したいと思っております。

田岡会長：先ほどの説明した内容と基本的には変わっていないのですが、文章上の表現でご指摘いただいたようなこともございますので、このように修文をさせていただきました。

どうぞ。

長原委員：そういう修文ですとますます誤解を呼ぶのではないのでしょうか。ますます誤解を呼ぶと思えますよ。「新市において規則を定め」という、その「規則を定め」の「規則」のイメージされている内容は、ただいま会長のご発言ですと、先ほどと基本的に変わらないというご発言を受けて考えれば、先ほど事務局が説明をした規則の内容というのは、過去の受章歴ということの記録を残しますよと、そういう意味のイメージだということでしょうか。

田岡会長：そのとおりです。

長原委員：そのとおりですか。

田岡会長：はい、そのとおりです。

長原委員：そうすると、内容は変わらないと。ここに書かれていることと。けれども、表現を若干変更したと、こういうことで受けとめていいのでしょうか。

田岡会長：まさに、新市に引き継ぐものとし、特典については云々の記事は、厚田村の委員から見ると、表現にもう少し気を使ってはいかがですかというご指摘だったというふうに思いますだけに、そのことについては、内容が同じであるならば、規則でという最初の説明を出させていただきました。

私はこの中で、石狩市の制度に合わせるということについて、これまでの制度というものは基本的になくなると。ただし、そのたたえてきた記録等については、長く記録に残していくと。また、先ほどさまざまな参加等の問題がございますが、これについては自治組織における地域活動とかさまざまな行事の中において、従来厚田村が守り育ててきた考え方というものを、まさに継承されて、地域で受け継いでいければいいなというふうに思っております。

この件について、そのほかにご意見ございますか。

長原委員：多少意見はありますが、これ以上質問しませんが、多少問題が残るなというふうに思います。

田岡会長：それでは、協議第2号 慣行の取扱いにつきまして、ただいま事務局ご案内の修文によりまして、原案のとおり確認させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのとおり進めさせていただきます。

次に、協議第3号 各種事務事業の取扱い(まちづくり関係)について協議をいたします。

事務局から説明をいたします。

事務局(中村)：協議第3号、協議項目26-1-1、各種事務事業の取扱い(まちづくり関係)についてご説明いたします。主な内容を23ページからの個表で説明いたします。

1. 関係団体(公共的団体等)であります。石狩市軌道系交通機関推進協議会は、現行のとおりとしております。

2. 総合計画につきましては、合併するとした場合の姿であります合併まちづくりプランに基づき、実施計画も含め新市において速やかに策定するものとしております。

3. 生活交通路線維持確保事業であります。生活交通路線及び準生活交通路線につきましては、国・道から補助を受け、一部の路線は村が負担をした上で民間バス事業者が運行しているものであります。市町村生活バス路線につきましては、道から村が補助を受け、厚田村では村営バスを委託により運行し、浜益村では民間バス事業者への補助によりバス路線を維持しているところであり、これら路線はいずれも住民生活に深く密着していることから、現行のとおりとしております。

24ページに移りまして、児童生徒の国内外派遣事業につきましては、石狩市では沖縄県恩納村、厚田村では石川県門前町、浜益村ではハワイへと、それぞれ中学生を対象とし、派遣事業を行っているところであり、新市においては、沖縄県恩納村との交流を引き続き実施していくこととしております。なお、石川県門前町への派遣事業は、友好町村の締結が前提にありますが、門前町においても現在合併の協議が進められていることから、その取扱いについては、第5回協議会において、新市において検討することとしているため、派遣事業も同じ取扱いとしております。また、ハワイへの派遣事業につきましては、新市での財政負担や地域の均衡を考慮しますと、新市全体でも、また地域限定でも実施することは困難と考え、合併時に廃止するものとしております。

5. 補助金等ではありますが、地域振興に資する民間事業活動を行う企業等を支援する地域総合整備資金貸付については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。25ページになりまして、浜益村で実施している担い手支援助成のうち、定住奨励金、就職祝金、住宅新築等助成金、結婚祝金の4つの制度、また、まちづくりに関する助成として、先ほどのハワイ研修を除いた人材育成・派遣事業助成と活性化推進事業助成の2つの制度について調整しております。

地域の個性ある施策が展開されることは、新市のまちづくりにおいて大変有意義なものであることから、新市の健全な財政運営と一体性の確保を考慮しながら、地域活力の低下を防ぐために必要な施策について、新市において再編に向けて検討するものとしております。

6. まちづくり関係事務につきましては、市民参加制度や男女共同参画推進などの事務がありますが、引き続き実施する必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

これらのことから、22ページ、調整の内容は、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。総合計画については、新市において速やかに策定するものとする。生活交通路線維持確保事業については、現行のとおりとする。厚田村の児童生徒派遣事業については、新市において検討するものとする。担い手支援及びまちづくりに関する助成については、新市において再編に向けて検討するものとするとしております。

以上、協議第3号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：ご意見いただきたいと思っております。

特にございませんか。

長原委員、どうぞ。

長原委員：1つはつきりさせておきたいと思っております。児童生徒の国内外派遣事業についてであります。恩納村との交流事業は引き続き実施すると。これは結構かと思うのですが、当然それは新市全体、つまり、当然のことだと思っておりますが、現在の厚田村・浜益村を含めて全体で派遣事業と、こういう位置づけになるものと思っておりますが、そういう認識でよろしいかどうか。

田岡会長：そのとおりです。

長原委員：そのとおりですね。

あわせて、だとすれば新市において検討する、厚田村の門前町への派遣ということについては、これも新市全体の事業としてということになりますと、石狩市内小中学生全部ということになるのか。それとも、現在の厚田村の範囲においての検討ということの意味でここで記述されているのか、その点をお伺いしておきたいと思ひますし、門前町との姉妹都市提携という件についても、これ先方の合併事情等もあるので、引き続きその動向を見て、これから先で決めるということになってはいますが、それらとの関係においてはどうか、改めてお示しをいただいております。

田岡会長：どうですかね、答えられますか。

極めて難しいのは、原則でいきますと、石狩市の子供たちが対象になるということは当然ですが、この事業の歴史的な経過も含めるとということと、もう一つ、相手が今極めて流動的だということで、双方が一つの判断条件が整った段階でよく考えてみましょうということ。ですから、これは今否定するものでもなく肯定するものでもない、現時点において、新市において、まさにその段階に与えられた条件で検討するということ。今は判断する材料がないということ。したがって、新市においてそれは考えると。ただ、問題は、否定するかという意味においては、否定するものではないということだけは言えると思ひます。範囲かどうかという細かい話には、まさに執行上の問題ですから、極端に言いますと、行きたくない子供を制度で引っ張っていった意味があるのかという問題も含めると、原則は石狩市内の子供たちが新市において全部対象になるということだけは言えるのではないと思ひますけれどもね。

はい、どうぞ。

鈴木委員：23ページの、石狩市軌道系交通機関推進協議会と、この13回の合併協議会の現況調書の17ページにあります、プロジェクト推進担当の石狩市軌道系交通機関推進協議会の関連と、先ほどまちづくりプランの13ページにありました、軌道系交通機関導入の促進に努めるというところがありました4億8,100万円の交通関係の関係ですけれども、これどのくらいの会合が開かれているのでしょうか。

それから、私が第1回目のこの協議会で質問しましたら、市長が、それは答えられないと、こうおっしゃられたのですが、私も札幌市とかもいろいろ調べたのですけれども、いろいろ会合は開かれたけれどもシークレットで答えられないと、こういうふうな、地下鉄問題等についてはシークレットの会議なので、企画段階では答えられないというふうな答弁が返ってきました。

田岡会長：いや全くそんな答弁をした記憶もありませんけれども。

鈴木委員：いやいや、市長からではないです。私が第1回目のときに、厚田村に帰って、地下鉄問題等についても、交通関係についてはどのくらい進んでいるのでしょうかと聞いたときに、いや、そのことは、この場ではちょっと答える場所ではないのでというふうなことで、答弁をいただけないで帰ったのですよね。

その後、私もちょっと調べてみようかなと思ひて、いろいろな方に聞いたのですけれども、そういう問題については札幌市を絡んでいるいろいろな話はしたのだけれども、それはシークレットの段階で答えられないというふうな話が返ってきて、それから石狩市の市議員さんにも1回聞いたことがあるのですけれども、齊藤市長さんのときに、当時は市議員の方の質問等もいろいろなことがあったというふうな聞いていましたけれども、その後余りこの話は進んでいないというふうな向っていたのですけれども、これを見ますと、軌道系交通機関推進協議会というのは今石狩市に残っているわけですね。関係団体と、こうありますけれども。そして、プロジェクト推進担当というふうな方もいらっしゃるようですので、これらについてももう少し具体的な説明がいただきたいなと思ひますが、いかがなものでしょうか。

しかも、まちづくりプランの中にも、少ない予算ですけれども、バス等の関係もあるのでしょうか。



も、4億8,100万円、促進に努めるということですから、幾らくらいの予算が配分されているのか。10年間で4億8,100万円といったら非常に少ない金額だと思うのですが。その辺もちょっと具体的な説明がいただければと思うのですが。

専門部会（清水）：まちづくり専門部会の石狩市プロジェクト担当、清水でございます。

ただいまの質問の中で、まず1点目ですけれども、合併まちづくりプランの中の13ページをごらんください。

こちらの方に、公共交通として予算4億8,100万円が計上されております。この内訳ですけれども、上の循環バス・過疎バス運行事業に2億8,500万円、生活バス路線運行維持費補助事業として1億9,600万円が計上されております。なお、軌道系交通機関等の導入促進については、この中では計上しておりません。それで、実際の運用としては、一般の事務経費の中で対応しているという状況でございます。

引き続きまして、軌道系交通機関推進協議会の件についてご説明いたしたいと思えます。

こちらにつきましては、市のホームページにも詳しく載せているところでございますけれども、平成元年に石狩町の都市モノレール等推進協議会という形で設立したのがスタートとなっております。現在は名称を変えまして、先ほど来ご紹介しております石狩市軌道系交通機関推進協議会という名称で活動しております。この活動につきましては、具体的には平成3年度から先進都市の事例を研究したり、これは毎年ですけれども、先進都市の研究をしたり、いろいろなセミナーに参加していただきまして、軌道系を導入すべくどういった課題があるか、そういったものを毎年検討しておりました。

この協議会の、まず活動の方針というか、活動内容でございますけれども、軌道系交通機関に関する情報収集及びその提供が1点です。2点目としては、関係機関への要望活動及び関係団体との連携協力、また、軌道系交通機関の早期建設促進運動の市民等に対するPRということをやっております。この組織につきましては、石狩市民あるいは団体の方が加盟して、今現在105名の中で活動を推進しております。毎年総会を行った中で、現状の活動報告をしているところでございます。

また、この関連で、今現在北海道において鉄道案の検討がされております。これも引き続き検討しているところでございます。また、札幌市におきましては、札幌市総合交通対策審議会において、平成13年度に、地下鉄延伸案、モノレール案、LRT案、そういったもののシミュレーションをしておきまして、これらにつきましては、もうケーススタディは既に終了しているところでございます。また、今現在の部分については、先ほどの北海道の鉄道案を含めて、どういった形がいいかどうか、そういったものを鋭意検討しているところでございます。

ただ、昨今の財政状況もございまして、北海道及び札幌市あるいは石狩市において、こういった大型プロジェクト、いわゆる環境としては非常に厳しい状況であるということとは間違いはない。しかし、こういった市民の活動というのは非常に重要と考えておりますことから、引き続きこの協議会を中心に、また、私ども石狩市も積極的にこの実現に向けて取り組んでまいりたいなというふう考えているところでございます。

田岡会長：よろしいですか。

ほかにございませんか。

どうぞ、坪田委員。

坪田委員：25ページの担い手支援助成のところなのですけれども、以前に子供の出産の祝金を1人5万円ずつ当たるという部分について、これはやらないというはっきりとした結論を協議会で見出せたことがあったのですよね。今回このところでは、再編に向けて検討するというふうに出ているのですが、考

え方としては同じではないかと思うのですよね。1つの市となるのに、例えば浜益地区で就職したら5万円、浜益地区に住宅を新築したら5万円、浜益地区で結婚したら10万円もらえるというね。個人に当たるこういう助成の仕方という意味では、以前の出産祝金と同じ考え方だと思うのです。1つの市となるときに、このところはやはりはっきりと、ないという方向で、この協議会で方向づけられないものなのでしょうか。どういうふうに出産祝金のときと違うのでしょうか。

専門部会（佐々木）：まちづくり専門部会の佐々木と申します。

ただいまのご質問でございますが、まず、これ再編と申し上げておりますその趣旨は、今浜益村にあるような、例えばU・J・Iターンをしたらお金をあげますとか、就職したらお金をあげますといったような仕組みにはできないだろうという前提でございます。出産祝金、あれは少子化対策というような意味がございまして、もしやるのであれば全市的な課題としてとらえるべきであったのではないかとといったようなことがございました。

ただ、この奨励金、今現在浜益村の手法に対する評価は別といたしましても、ともすれば過疎地域といったようなとらえられ方をしてしまいますその地域を、何とかして活性化させたいといったような趣旨から行っているものであります。ですから、手法として同じようなやり方は、これは新市として行うのはちょっと無理ではないかといったような感覚ではございますが、そういったような発想あるいは意図、こういったようなものを活かすような方向の新しい施策を新市において検討していきたいといったような趣旨で、このような調整案としたものであります。

田岡会長：はい、どうぞ。

坪田委員：出産祝金のときも、出産祝金はなくするものとして、市全体で子育て支援を、どのように浜益にも展開していくかということ了新市において考えていくというふうにしたわけですよね。今のお話ですと、このような形はできないだろうというのであれば、これは廃止すると。そして、新しく活性化に向けて新市で検討していくという文章になるのではないかなと思います。

田岡会長：坪田さんのおっしゃる意味を文章にすると、いわゆる新市において再編に向けて検討するという文章になるわけですが、やめて、もう一回やり直そうという表現より、そういう意味を含めて、今事務局からお話させていただいたように、全く変化なしでこの制度を推進するということは、基本的にやはり困難であるというところは、既に共通認識に立っているわけですから、いわゆる地域自治における地域活性化対策等の中で議論がされてきて再編がされるのではないかとこのように思っておりますので、新市において再編に向けて検討するというご理解をいただければというふうに思います。

そのほかにもございませんか。

どうぞ。

神崎委員：ちょっとおくれましたけれども、先ほど厚田村の鈴木委員からお話しがありました軌道系のことにつきまして、ちょっとだけお話をさせていただきます。石狩町時代から、石狩市に軌道を導入するという決議が行われておりますので、文字どおり石狩市民としては、その実現が悲願であるというふうに位置づけておりますが、このような経済事情でありますので、大変課題の重さを感じております。しかし、今もなお、そのことに対する思いは忘れてはおりませんで、私どもの議会の中には今でも研究会を、それぞれが全員によって組み立てておまして、18日には役員だけでしたけれども、現在の札幌市の動向につきまして情報をちょうだいして、意見交換をいたしました。

お話にありました、シークレットの部分が多いというお話があった部分につきましては、北海道のこの課題についての取扱い、それから札幌市のこのことについての取扱い、すべて私どもの担当部局の方に資

料がございますので、ぜひお時間があれば資料をとっていただいて、ごらんいただきたいと。

大変大きな課題ですが、歩みは遅いですが、そのときそのときに合った実現に向けての努力は私もしているつもりでございます。今度は18年から国のパーソントリップ調査がまた始まりますので、要するにその完了時を1つのまた目標設定にして努力をすることかなと思っています。

それで、昨年は経済界の皆さん方をお願いをいただいて、全道の商工会議所の決議の中に1つしていただきました。それは千歳から、私ども石狩までという項目ですが、そんなことも起こりました。決して死んでおられません。地道ですが、今の時代に合った動きをしておりますことだけ、ぜひご理解をいただきたいと思います。

田岡会長：ありがとうございました。

ほかにございませんか。

(なしの声)

田岡会長：それでは、各種事務事業の取扱い(まちづくり関係)につきまして、特にご意見がございませんようですので、提案された内容で確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

次に、本日追加協議案件がありますことから、これらの協議の順番につきまして変更させていただきたいと思います。

協議第5号 事務事業の変更に伴う再確認について協議をいたします。

事務局(中村)：協議第5号 事務事業の変更に伴う再確認についてご説明いたします。29ページからになりますが、この協議第5号は、過去に12回協議会が開催され、その都度協議項目の確認をしておりますが、その確認後において制度化されました新規事業、確認後において事業内容に変更のあった事業、確認後において廃止することとなった事業について洗い出し、その内容により再度専門部会などで協議・検討した結果について再確認していただくものであります。

1. 確認後における新規事業であります。母子家庭等日常生活支援事業と病後児保育サービス事業の2つの事業が、石狩市の新規事業として挙げております。どちらも児童及び母子等の支援事業であり、新市においても実施する必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

30ページへ移り、2. 確認後における変更事業であります。乳幼児医療、重度心身障害者医療、母子家庭等医療、老人医療の4つの医療給付事業につきましては、道の制度改正に合わせ、3市村において6月議会定例会へ一部改正を提案し、可決されたものであります。その事業内容を、資料2-1として資料集の2ページから5ページにまとめておりますのでちょっとごらん願いたいと思います。

全体を通しての大きな改正点としましては、医療費の1割負担が導入されたということです。そのほか、乳幼児医療では給付対象を小学校就学前までに拡大、母子家庭等医療では給付対象を父子家庭へも拡大、老人医療は廃止に向けた経過措置が設けられたところであります。

3市村それぞれが独自の取り組みを行っているところですが、事業内容に大きな差異が生じておりますのは乳幼児医療給付事業であります。昨年11月に開催しました第6回協議会で確認された項目であります。その時点での大きな差異は給付対象の通院の部分であり、石狩市が4歳未満、厚田村が3歳未満、浜益村が小学校就学前までということで、対象年齢にばらつきがあったところではあります。当時石狩市では6歳未満まで拡大する旨の検討がされており、合併時にはおおむね浜益村に近い事業内容となることが想定されたため、単独事業部分については合併時に再編するといった内容で確認されたところであります。

ます。

しかし、今回の道の制度改正の中に1割負担が導入されたことに伴いまして、単独事業部分に新たな差異が生じたところであります。資料の2ページの表の一番右に記載しております単独分という欄が道の事業内容との差異でありまして、3市村の差異でもあります。今後の医療費の増加や、ほかの医療給付事業などともあわせ、総合的に協議、検討した結果、一番受給対象者の多い石狩市の制度以上に単独事業を拡大することは新市の大きな財政負担につながると判断し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとしております。

そのほか3つの医療給付事業は、いずれも石狩市が2村を上回る事業内容であり、前回確認した内容は変更しておりません。

議案の30ページへお戻りください。

一番下の船員手帳交付手数料と31ページの石狩川左岸棧橋使用料につきましては、石狩市において手数料、また使用料の改正を行ったものでありまして、前回確認した内容は変更しておりません。いしかり砂丘の風資料館入館料につきましては、前回石狩市の施設名及び入館料が詳細未定の中確認されておりましたので、決定した事項をお示しするものであります。前回確認した内容は変更しておりません。

32ページへ移り、確認後における廃止事業であります。資料集の最後のページ、6ページで、資料2-2となっております。ごらん願います。

第6回協議会において確認されたときの議案の関係部分を抜粋したものであります。中小企業関連融資資金貸付として、3市村あわせて7つの制度を一括して協議し、合併時に石狩市の制度に合わせることにしたものでありますが、このうちの石狩市小規模企業活性化資金貸付が平成16年度末をもって廃止されることとなりました。

議案の32ページに戻っていただきまして、廃止の理由であります。石狩市と類似する融資制度が国で行われております。両制度の比較として表を載せておりますが、対象資金、貸付限度、利率など、市の制度を上回っている部分もございます。国の類似制度を活用することにより、融資事故による金融機関の損失を市が全額補償するというリスクのあるこの貸付制度を継続する必然性が少なくなったと判断し、廃止に至ったものであります。合併するとした場合には、この貸付制度が廃止されても、石狩市の従来からある中小企業特別融資資金貸付制度及び国で行う融資制度を活用することができることから、前回確認した内容は変更せず取扱うものとしております。

以上、協議第5号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：いずれも既にご協議をいただいた内容の変更でございます。

現在の説明の中でご質問、ご意見等ございますでしょうか。

特にございませんか。

(なしの声)

田岡会長：それでは、この件につきましてはございませんようですので、協議第5号の事務事業の変更に伴う再確認については、提案のとおり確認をさせていただきたいと思っております。

次に、本日追加議案として提出させていただいております議案第7号 議会議員の定数及び任期の取扱いと、協議第8号 各種事務事業の取扱い(特別職関係)につきまして、関連がありますので一括協議をいたしたいと思っております。

協議第7号につきましては、熊倉正博議会議員、農業委員会委員の定数及び任期小委員会委員長から経過報告並びに提案概要について報告を願います。

熊倉委員：私の方から、第6回及び第7回小委員会の経過報告とあわせ、小委員会としての結論に至った状況を説明いたします。議案は、本日追加で配付されました2ページからになります。

当小委員会は、第3回協議会において合併の方式が編入合併と確認されましてから本格的な議論に入ったものでありまして、全7回開催した小委員会のうち、ほとんどの時間を、この議会議員の身分の取扱いの議論に費やしてきたところでございます。

協議に当たっては、事務局より示された、大きく分けた8つのパターンについて議論を重ね、選択肢の絞り込みを行い、4月の第5回小委員会が終了した時点において、合併特例法を適用しないで、厚田と浜益地域に選挙区を設置し、各2名ずつの増員選挙を行い、条例定数を30名とするパターンと、合併特例法を適用し、厚田村と浜益村の議員12名ずつの計24名が、石狩市議会議員の任期に限り、引き続き新市の議会議員となる在任特例のパターンの2つが選択肢として残りました。

この2つのパターンについて議論を深めたところ、石狩市の委員においては定数30名を主張し、厚田村、浜益村の委員においては在任特例を主張する形となり、なかなか意見がまとまらなかったものでありますが、石狩市の委員から、在任特例を適用する場合は、議員報酬について住民に説明できるような形が必要なのではないかとの意見が出され、厚田村及び浜益村の委員から、在任特例期間中の議員報酬については現在の額のままでよいとの意見が出されたことから、小委員会としては付託案件ではない議員報酬について結論づけることはできないものの、在任特例を適用するに当たり、協議会に対し附帯意見を付すことで、ほぼ意見の一致を見たところであります。

第7回小委員会におきましては、これまでの協議内容を踏まえ、冒頭、各市村が最後の意見・主張を述べ、在任特例の方が後年次において経費負担が結果的に少なくなるとの意見もあったところでありますが、各市村の主張は前回と変わらず、条例定数30名と在任特例適用に分かれました。

そこで、石狩市の委員が別室にて協議を行った結果、議員の報酬に関する附帯意見に加えて、更に住民に対する説明のため、在任特例期間後の議員定数26名についても可能な限り減らす努力をするといった内容の附帯意見を小委員会として付すことができるのであれば在任特例を了承する旨の最終意見が出され、協議の結果、小委員会として、新市の議員定数に関する附帯意見についても付すことで確認をいたしました。

こうしたことから、議員の報酬に関する附帯意見と新市の議員定数に関する附帯意見を小委員会として付すことで、在任特例を適用するという1つの結論が見出されましたので、今回ここに提案させていただくものであります。

附帯意見の内容も十分ご検討いただき、ご協議を願いますとともに、新市に対する附帯意見であります、新市の議員定数に関する附帯意見については、本合併協議会においての附帯意見とされることを委員長として提案させていただきます。

小委員会として、この結論を見出すに当たっては何度も議論を重ね、委員の皆さんには本音の議論をしていただけたのではと感じております。この場をお借りいたしまして、協議に携わりました小委員会委員の皆様には厚くお礼を申し上げたいと思います。

以上、報告といたします。どうもありがとうございました。

田岡会長：ありがとうございました。

ただいまの委員長の報告に至る間にさまざまな激論が交わられまして、まさにこの合併問題の大きな山といえますか、1つの大きな課題というものを、熟考に熟考を重ねた結果、小委員会としての結論をただいま報告をさせていただきました。

あわせまして事務局の方から引き続き説明をさせていただきたいと思います。

事務局（江部）：事務局の江部です。よろしくお願いいたします。

それでは、協議項目6、議会議員の定数及び任期の取扱いについてご説明いたします。原則から先に申し上げますと、編入合併における議会議員の身分の取扱いにつきましては、編入する側の石狩市の議会議員の身分は変わりありませんが、編入される側の厚田村及び浜益村の議会議員は、その身分を失うこととなります。ただし、その例外として、合併特例法において、合併に際して円滑に新市へ移行できるよう、また合併前の市町村の区域に議会議員が不在とならないようにすることが考慮され、定数に関する特例と在任に関する特例の2つの特例が設けられているところでございます。

小委員会で協議いただいた内容としては、通常の地方自治法や公職選挙法に基づく場合と合併特例法に基づく場合の、大きく分けて8つのパターンを示し、協議いただいたところであります。合併時の2村地域に議会議員が不在となるパターンや、合併特例法を適用した後の最初の一般選挙のときに引き続き定数特例を適用するパターンについては、協議の結果、選択しないこととし、最終的に、合併特例法を適用しないで定数を30人とするパターンと、合併特例法の在任特例を適用し、平成19年5月までの特例期間に限り、厚田村、浜益村の議員が在任するパターンの2つに絞られたところであります。

委員からは、「2村地域の声を新市に反映できる体制とする。」、「新市建設計画の予算審議に携わり、実効性を高める。」、「新市で調整しようとする事務事業の議会議論に参加する。」など、在任特例を適用する意見が多く、一方では、「議会議員が50人となることで、議員報酬など新市の財政負担となる。」、「議場の確保が困難である。」、「議会議員が50人となる理由を住民に説明できない。」との意見がありました。

小委員会としては、在任特例を適用する場合に、住民に説明ができるかどうか、また、住民に納得してもらうことのできる工夫は可能かについて検討した結果、議員の報酬並びに新市の議員定数に関する附帯意見をつけることで、追加議案の3ページの理由をもって在任特例を適用するパターンを選択したところであります。

2ページの調整の内容であります。厚田村及び浜益村の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、石狩市の議会議員の残任期間に限り、引き続き石狩市の議会議員として在任するものとするとしており、その結論を導き出すために2件の附帯意見が付されております。

本日、追加で配付しております資料3、A4判の1枚物の資料です。ごらんください。

まず、合併協議会に対する附帯意見として、議会議員の報酬に関する附帯意見がございます。「石狩市・厚田村・浜益村合併協議会は、議会議員の定数及び任期について、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）第7条第1項第2号の在任特例を適用することとした場合においては、第8回協議会で継続となっている各種事務事業の取扱い（特別職関係）の協議にあたり、次の事項を踏まえ確認されたい。一 合併特例法第7条第1項第2号の在任特例を適用することにより、石狩市議会議員となる厚田村及び浜益村議会議員の報酬の額は、その特例による在任期間について、合併前の厚田村及び浜益村の一般議員の報酬によること。以上、附帯意見とする。」という内容でございます。

次に、新市に対する附帯意見として、新市の議会議員の定数に関する附帯意見がございます。「石狩市、厚田村、浜益村の合併による新市において、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の在任特例を適用した後は、議会議員の定数を26人から可能な限り減らす努力をすること。以上、附帯意見とする。」という内容でございます。

この定数に関する附帯意見につきましては、先ほど熊倉委員長が申し上げたとおり、合併協議会としての附帯意見とするかについてもあわせてご協議をお願いいたします。

引き続きまして、議案に戻ります。議案の6ページをお願いいたします。

協議項目26-2-2、各種事務事業の取扱い（特別職関係）についてご説明いたします。

この協議項目は、第8回協議会において提案いたしました。議員の報酬についても含まれており、議会議員の定数及び任期の取扱いの協議項目とも関連しているのではないかと委員からの意見もあり、継続協議となっていたものであります。今回、議会議員の定数及び任期の取扱いについて小委員会で結論が出されましたことから、あわせて協議をお願いするものでございます。

前回提案した内容と一部変わっておりますので、変更箇所についてご説明いたします。

8ページの3．特別職・議員・各種委員の報酬等でございますが、地域自治組織等小委員会で審議された結果、厚田と浜益地域に地域自治区が設置されることとなり、区長及び地域協議会委員の報酬等の取扱いについて協議する必要がありますことから、具体的取扱い欄に追加しております。「地域自治区の区長の報酬等については、2村の意見も聴いた上で石狩市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定めるものとする。」

9ページに移りまして、「地域自治区の地域協議会委員の報酬等については、合併時まで定めるものとする。」としております。

その上の議員の欄ですが、今回提案したものについては、「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。」とし、前回と取扱い内容は変えておりませんが、小委員会から議員の報酬についての附帯意見もございましたことから、あわせてご協議いただき、その結果に基づきまして必要に応じた文案調整をさせていただきたいと考えております。

6ページの調整の内容であります。合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、地域自治区の区長及び地域協議会委員の報酬等については、合併時まで定めるものとするとしております。

以上、協議第7号、第8号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議をお願いいたします。

田岡会長：ただいま熊倉正博委員長と事務局から説明が終わりました。

協議第7号につきましては、小委員会で7回にわたり協議をいただいたものであり、議会議員の報酬並びに合併後の新市の議員定数について、2つの附帯意見がつけられております。新市の議員定数の附帯意見の取扱いも含めましてご協議をいただきたいと思います。

ご意見を承りたいと存じます。

事務局（江部）：申しわけございません。一部修正がございます。

田岡会長：はい、先に事務局お願いします。

事務局（江部）：お手元の追加議案の資料8ページ、特別職・議員・各種委員の報酬等の一番下のページで米印を打っております、「区分の特別職[ ]内の金額は、平成17年6月30日現在」というふうに議案の中ではなっておりますが、これ「平成16年6月30日現在」の誤りでした。大変失礼いたしました。

田岡会長：はい、堀委員、お願いします。

堀委員：石狩市の堀です。

ずっと小委員会の方は傍聴させていただいていました。それで、今回の在任特例を適用する理由というところで、これ3ページですね、今日の議案の。それで、3番のところの新市建設計画の予算審議への参加というところがありますけれども、これは最初にいただいた方の議案の10ページの地域協議会、ここ

の中に、新市建設計画に関する事項ということで、市民意見は十分にその中で盛り込まれていくのではないかなというふうに思いますので、その点はどういうふうに審議されたのかということと、あと、4番目にあります新市における調整事項への参加というところです。今まで、今日で13回目に協議会はなっていくと思うのですけれども、1,000項目以上に上がるものをこの中で協議して、新市になってから調整するだとかということもありますが、それは絞られてきているものだというふうに感じていますので、別に50名が残らなくてもできるのではないかなというふうに感じますが、その辺はどういうふうに議論されたのか伺っておきたいと思います。

それと、5番目にあります条例定数の維持による合併効果の確保というところなのですが、ここで言うと、小委員会の中では、今在任特例を使って50人、次の19年の石狩の選挙のときには条例の26というふうな話、それとあと、今30人にしてということで、ずっと30人でいくという話があったのですが、そうではなくて、今回30にして26にするという話し合いはなかったのでしょうか。

それは、次の下の6番のところにも、それと同じことが言えると思うんですね。今在任特例を使って50を残したとしても、経費としては30でずっといくよりはいいのだよというところが、こういうふうには書かれているのですけれども、小委員会の資料なんかを見ましても、50から26へいくというのと、30がずっと継続していくというところだけは出されていたのですが、30から26へいくという方向の話し合いとかというのはどういうふうにしたのかということをお伺いしたいと思います。

それと、これは協議第8号の方も今言っているのですね。一度に提案されたので。

田岡会長：どうぞ。

堀委員：いいですか。では、7ページのところですけれども、地域自治区に区長を置くというところで、私もその小委員会には参加していましたので、区長を置くところでは必要なことかなというふうには理解していました。ただ、今回の8ページのところになりますか、「地域自治区の区長の報酬等については、2村の意見も聴いた上で石狩市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定めるものとする。」というふうになっていますけれども、第11回の新市建設計画小委員会に出されました2次推計の資料によると、その中では区長の報酬というのがある程度、2村で2,000万円ということですから、1,000万円ずつになるのかなというふうには私は考えていたのですが、先ほど長原委員の質問の中に、事務局の答弁としては、1,000万円なのだという金額が出されていまして、それはどういうふうにして出されたのか、その経過についても伺っておきたいと思います。

清水事務局次長：堀委員のご質問の方に私の方からお答えしたいと思います。

まず、追加議案の3ページでございます。新市の議員定数に在任特例を適用する理由の3番目、新市建設計画の予算審議への参加、これについては、地域自治区との違いについて協議がなされたのかという話でございますが、小委員会でそれを際立った形で議論はしておりません。新市建設計画が合併の判断をする非常に重要なものであり、各3市村において議会が判断するときの材料にも当然なってくるものであると。その計画をもって承認したものについて新市において実行する段、実施と計画はやはり若干現実はずれてくるものでありますことから、そういったことについても合併当初の実行段階においては参加して、それに、予算審議の議論に参加したいというような意向が2村の方から出されたということで、このところを入れたものでございます。

それから、その理由の4番目、新市における調整事項への参加、この議論の内容につきましても、具体的な調整事項のどれこれをとって、これが足りないからというような議論がなされたのではなく、総体論としまして、新市において議論しなければいけない事項が協議会の中で出てきている、また、それから、



今後も発生するだろうということで、そういったことについて新市の議会において、議論に2村の方の議員の方々が参加するべきではないかということが2村の委員の方々から出された内容でございますので、これについても理由とさせていただきますところでございます。

それから、5番目の条例定数の維持による合併効果の確保のところでございますが、条例定数を合併時に30として、その後26とか、現行の石狩市の定数の26にするとか、また、それ以下のいろいろな定数にするという議論がなされたかという話でございますが、それはなされておられません。といいますのも、具体的にそういうことができるのか、小委員会で議論ができて決めることができるのかといった協議というか、議論はしております。そういったときに、事務局の方からのお答えとしましては、小委員会というよりも合併協議会自体が定数について議論をするのは、原則として合併時にどうするかということをするのが、この協議会の役割であると。ですので、ただ、特例がありますから、その特例の使い方はどうするかということとはできますよと。そういうことを協議するのが合併協議会であり、小委員会が付託された案件であるということでございます。

仮に条例定数を30にするということはこの合併協議会が選択したとしましたならば、これは条例定数を自治法に基づいて変えるという形になります。そうしますと、合併時の条例定数を変えて30とするという、ここで一たんもう区切りがついてしまいまして、その後どうするかというのは、まさしく新市の議会の判断にゆだねるところでございますので、合併協議会として結論づけてどうする形と決めるわけにはまいりません。

同様なことが、在任特例適用後の定数をどうするかという議論の中でも行われたわけでございまして、委員長のご報告にもありましたように、結論づけることはできないが附帯意見として述べることは可能ではないかという議論がございまして、それでもって附帯意見として、委員長報告にあったような定数に関する附帯意見が出されたわけでございます。

そういったような状況もありまして、定数を30人から26にするというような議論は、具体的なものはなされていなかったところでございます。

次に、追加議案の8ページにございます具体の取扱いのところ、地域自治区の区長の報酬について1,000万円という形のところでございます。

これが財政のシミュレーションに入っているならば、もう1,000万円ではないかというところでございますが、1つ目は、この1,000万円というのは報酬額そのものではございません。シミュレーションに入っているものは、報酬額を含む全体の経費としてかかるものを1,000万円として見ているところでございます。当然共済とかいろいろなものが別途かかってきますので、そういったものを含めて1,000万円程度ではないかということで入れているというところでございます。

2点目としましては、これシミュレーション上では大体こうではないかという想定のもとで入れておるものでございまして、具体の取扱いであるこの部分とは、そういう面では一線を画しているわけでございます。大体の予想としまして、区長が終わった後、一般職が支所長となるとき等を想定したときに、大体これが適当ではないかという、そういう想定のもと1,000万円でございますので、総体論としての1,000万円でございますので、実際のこの取扱いでの検討とはちょっと切り離して考えていただければと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

堀委員：ちょっと意地の悪い質問をしたのかなというふうに思います。自分でずっと小委員会を傍聴していて、流れはずっとわかっていたのにこういう質問をするのはちょっと意地の悪いことなのかなというふうには思うのですけれども、先ほどの、今回附帯意見がついていますよね。26から可能な限り減らす

努力をしていくのだということは、ここで数字として出されるということは、30から26にするということも附帯意見としては出せるということでしたよね。

私、この合併というのは、やっぱり財政的にすごく厳しいのだと、そういうところで来て、前回は職員数のところなんかでも議論されましたけれども、職員は首にはできませんと。徐々に減っていくという方向性が出されたのかなというふうに思うのですけれども、一番ここで問題になってくるのは、市長、助役、教育長、そして議員だというふうに思うのですね。そこからいくと、ふやすという方向ではなくて、やっぱり減らすという方向で考えていくということが大事だと思うのです。

先ほども、新市における調整事項への参加というところで、ほかのところを見ると、こんなに細やかな議論はしていないと思うのですね。ここの石狩・厚田・浜益の合併協議会というのは、本当に細やかな議論をしてきたのだというふうに私は思っています。そこで言いますと、30にしたときに、厚田・浜益から2・2が出てくるという形で30にしたとしても、議論としては十分にできていくと思うのですね。その後やっぱり26にしていくという附帯意見がつけられたと思うのですけれども、それはつけられなかったのかどうか、その辺を伺っておきたいと思います。

それと、区長のところの報酬のところですが、これはあくまでも財政シミュレーションを出すために出してきた数字だというふうには今は受けとめますけれども、このことに関してもきっちり議論する必要はあって、1村ずつ1,000万円の区長に出すという方向で考えるのではなくて、特別職の報酬というの、助役、教育長、それぞれ金額が違いますので、その辺では今、先ほどの説明では部長職というお話も出ていましたけれども、ここは特別職の報酬というのを別な形で考えていく必要があるのだというふうに思っています。4年間というところで8,000万円の予算がとられていますので、その辺はきっちり考える必要があるのではないかなというふうに思います。

議会議員の定数のところでは、先ほどの30から26へ考えていくという方向性が、先ほどの説明ではちょっと、数字のところまでではというところがありましたけれども、今日の附帯意見はこういうふうについていますので、それがつけられなかったのかどうか、その点を伺っておきたいと思います。

田岡会長：ただいまの2つの意見の中で、最初の附帯意見がつけられなかったというのは、先ほど事務局の方から審議の経過、委員長からも審議の経過がつけられたのですが、1つの小委員会の結論を出すに至って附帯意見がついたものでありますので、もう仮に30人という結論が小委員会が出されたら、それはそれで意見としてつけるかつけないかという議論はあったのではないかと思いますので、両方に附帯意見がつくということではなくて、一定の結論が出たものに対する附帯意見だというふうに解すと、2つの選択肢は、おのずから結論が出た以上はなかったのではないかなというふうに思います。

それからもう1つ、財政シミュレーションは、これも事務局から説明しましたように、言ってみれば仮置きであります。そして、権限的にいきますと、特別職のある種の意見を求められるのは、審議会において個別の議論がされるという意味で、事務局として、あるいは議論として、この段階で成熟させるわけにはむしろいかなかったという意味で、はっきり言いまして財政シミュレーションと基本的に分けて考えて議論をしていただければというふうに思いますし、当然今堀委員さんから上がってきた意見なども踏まえながら、仮に合併するとして、将来このような議論が、将来といいますか、報酬等審議会で議論されたときには、それらのご意見も踏まえながら議論されるものと思っております。

堀委員：済みません、聞き方が悪かったのだなというふうに思います。それで、先ほども言いましたけれども、この協議会が13回やって、その1,000項目というところ、この中で細やかに話してきたと思うのですね。そこら辺で言うと、今会長がおっしゃったように、50という話しかなくて、その意見に

対しての附帯意見だったということはよくわかるのです。ただ、先ほどの事務局のお答えの中に、30から26にするということは、数を出すということはできなかったのだという話がありましたので、30から26にするということも、もしこの中で出ていれば、附帯意見としてつけることはできた、可能でしたよねということを知りたかったのですが。

田岡会長：そうだと思いますね。可能か可能ではないかといったら、可能だと思います。

堀委員：そうですね。どうしても資料の出し方というのにも問題はあったのかなというふうに思うのですが、50から26に戻っていくという数字の中で言うと、財政的に30がずっと継続されるよりも、経費も負担も軽くて済むのだよと。長い間30でずっといくよりはずっといいのだよというふうな出し方しかされていません。だけれども、30から26に移行していくということを考えたときに、もっと経費は削減できたのだなということが、この中では話されていなかったというふうに私は思っています。

しているのですけれども、30から26にというところをもう少し深く話し合う必要はあったのだというふうに思いますので、私は、今回こういうふうに附帯意見がつけられてきているのですけれども、この議会議員の定数というのは、合併特例法の中の在任特例というのは、合併を進めるためにこれを持たなければいけないのだというふうにつくられてきたみたいなのが私はあるのではないかなというふうに思います。ほかのところでも今在任特例を使って数多くの議会議員の定数を残しているところが多いのですけれども、そこを見ると、協議会でこんなに細やかに協議していないのですね。そこと、やっぱりこの違いはあるのではないかなというふうに思いますので、私はあくまでも30という数字を出した方がいいのではないかなというふうに考えています。

田岡会長：合併特例法における他市町村における議論というものと、いささか我が市の背景がちょっと違うところ、制度上の問題、どうですか。いわゆる編入合併と、合併のする時期、そこは説明しなくていい。それを言わないと一般論になってしまうのではないかなと思って。ちょっとそこのお断りだけはした方がいいのではないかなと思うね。

清水事務局次長：今会長から編入合併と新設合併、合併による制度の違いで、大きな違うところがあれば、それについて先に認識として一致させておいた方がよろしいのではないかなということでございましたので、私の方から簡単に説明をさせていただきます。

新設合併というのは、以前にもお話ししたことがあるとは思いますが、全団体が法人格がなくなりまして、ご破算になってしまいます。そして新たに1つの団体をつくるということですので、新たに条例定数をどうするかと。新たな団体の条例定数をいかにつくっていくかということ、法令等制限がございますので、そういったものを見比べながらつくっていくという形が新設の場合の合併の条例定数の考え方でございます。

編入合併の場合におきましては、編入する側と編入される側がございまして、編入される側が法人格がなくなります。編入する側がそのまま存続になりますので、原則論は編入する側の者が土台となります。それをいかにして編入される側の者について組み入れながら定数を変えたりしていったらいいだろうかというような考え方で、定数の変更という形をとるのが原則的な考え方になります。ただし、それに当たりましては、新設合併にしる編入合併にしる、一定の期間特例がございます。というのは、合併を進めるというような形ではなく、そういった意味合いも言う方々はいろいろございますが、というよりも、編入されるなり、また新設合併の場合では、地域的なアンバランスが生じることによる不安、編入合併では、自分たちの地域から議員がいなくなること、自分たちの地域の声が届かなくなるということへの不安、そういったことについて不安、合併時直後の不安を解消するということを目途として特例がつけられている

というところでございます。これが制度的なおおむねのものでございます。

田岡会長：私が言いたかったのは、いわゆる新設合併と編入合併における在任特例の一般例が違っているのだということだけをちょっと説明したかったのです。

それでは、鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員：私はちょっと違う観点から。

シンポジウム等で田岡市長の討論を聞かせていただいて、自治行政の経営理念というものについては非常に共鳴するものがあるし、新しい理念で、非常に立派な市長だと思っております。ですけれども、今回のこの市議会議員、3階級の市議を並べて公平な議論がなされるのかなというふうについて非常に疑問を持っております。というのは、石狩市の議会議員と厚田村の議員と浜益村の議員は報酬が違うし、また、得票数も違うわけですね。

パブリックコメントにしても何にしても、非常に公平な理論を持っていらっしゃる方だというふうに尊敬もしているのですけれども、そういう、議場に3種類50人の議会議員を並べて、公平な議論がそこで行われるのか、非常に理念にそぐわないのではないかというふうな、私自身がその不安感を持つのですけれども、一市民として今日は言わせていただくわけですが、その点についてちょっと、おまえ、そんな危惧する必要はないよと言われればそれまでなのですが、そういうご意見がもし聞かせていただければ聞かせてほしいものだなと、こう思うのですが、いかがなものでしょうか。

田岡会長：もう久しぶりに難しいご質問です。何と答えたらいいのだろうね。

議会というのは制度上の公平性というのは、当然会議規則とか上位法において、議員の身分というのはすべて確保されて、まさにルールによって議会の公平性というものが確保されております。私も逆に執行側として、議会と真摯な議論を交わすという意味におきまして、その公平性という視点を持ちながら当然理事者として議会に臨むという姿勢はいささかも、どのような議会の形であろうと変わるものではないというふうに思っております。

少なくとも私の、その公平性というものを1つの価値観としたときに、50人だから、26人だから、はたまた人数の問題において公平性が確保されるか云々かの議論というのは、ちょっと私にとっては、その問題の設定が余り理解ができないといえますか、公平性というのは、今前段に2つの申し上げましたようなことから、もう当然のことながら確保されていることを前提に議会というのは成立しているのだというふうに思っておりますけれども、答えになりますかね。

鈴木委員：私は、この合併論議がどこから出てきたのかというふうな観点から申しますと、結局2つの自治体がなくなるということは、村長、助役、いろいろ、収入役にしても教育長にしても、特別職がなくなるわけですね。ということは、財政が困難だから自治体の、いわゆる一般通念で言う会社であれば、社長、専務、すべての者が首を切られるという、通念的な物の言い方をするとそういうことになるわけです。当然、取締役であるというふうな観点から申しますと、議会議員もその役についていたというふうな解釈になるわけですから、当然、取締役だけが残って、そして議会に参画してというふうな理念が通用しないのではないのかというふうな、一般社会通念から申しますと非常に相反するものではないかというふうな考え方を持つわけです。

普通、議会と理事者は車の両輪だというふうな物の考え方を、私も議会議員当時はそういう考え方を持っていましたけれども、議会を離れて20年になりますから、一般市民という立場で今物を申しているわけですが、そういうことで責任転嫁、同じ責任者だったのだというふうなことから、そういうふうなものを言わせていただいているわけですが、

そうしますと、この5番目に書いてあります条例定数の維持による合併効果の確保なんかという問題にも合うだろうし、合併前の議員報酬の適用による経費節減という問題にも絡んでくるというふうに、こう考えるわけです。

ですから、先ほど堀委員のおっしゃったような、30名という数字が非常に妥当性があるのではないのかなというふうな考え方を持つわけです。熊倉委員が非常に苦勞されて、この小委員会で提案されたというふうなことも私はわかるわけですが、そういう考え方からしますと、地域自治区の問題を任せられた我々の小委員会の立場も、そこで初めて生きるのではないのかなというふうな、手前みそになりますけれども、そんなような考え方を持っております。

そうすると、言い方は悪いかもしれませんが、報酬の違う議員が同じ議場に座っているのは、一般的に申しますと、肩身の狭い思いで2年間座るのよりも、むしろ在任特例を適用して、厚田区から、浜益区から2名ずつの選挙をして出た方が、正々堂々とした議論を闘わせる場に座るにふさわしい、議員さんが2回の選挙ができるわけですから、そういうふうな制度の方がよろしいのではないのかなというふうに私は思うのですが、いかがなものでしょうか。そういう議論を闘わせる場がありますから、ここは。そういうふうな私は意見を持つわけですが、どんなものでしょうか。

田岡会長：ちょっとお待ちください。

自治組織委員会の中に入っておられるのですよね。そうですね。そうすると、小委員会の委員として議論に参加はしていないということですよ。

はい、わかりました。

福沢委員：済みません、確認したいのです。

田岡会長：はい、どうぞ、そうしたら先に。

福沢委員：済みません、先にやらせていただいて。

今の議論の中で、小委員会の附帯意見のついた報告と、ここに議案として出された、議案の文章で理解できる部分との誤差なのですが。

田岡会長：ちょっと具体的におっしゃっていただけませんか。どこどこですか。

福沢委員：この議案の中でいきますと、特別職、8と9の調書、頭では単純に、合併時に最終的には石狩市の合わせるのだよと言っていますね。その中身としてどうなのという形は、3市村の議会だけを見ても、特別職の3市村の議長、副議長を含めて数字が載っています。その具体的な取扱いのところについても、頭は別として、前段は別として、合併時に石狩市の制度に合わせますというふうにきちっと書かれています。そうしたら、これを了承したら何も差はないのではないですか。石狩市の制度に合わせるのですから。この表現は何なのですかというの、そうしたら、ここをまず確認をさせていただきます。

田岡会長：確認の中身は、先ほど小委員長から、それから事務局から説明した中身どおりが内容です。ですから、そのような表現に至らないとするなら、それは修文等に議論をしていただきたいと思います。基本的な中身は先ほど言ったとおりであります。

どうぞ、小池委員。

小池委員：議員定数について2点ほど伺いたいのですが、特に附帯意見に絞っていきたいと思います。

厚田・浜益の議員は、期限つきで新石狩市議会議員の資格というか、身分保障をされるわけですね。ところが、その裏返しという、ちょっと意味が違うかもしれませんが、報酬が今までの村議会議員の待遇でいいですよ。小委員会では厚田・浜益の議員たちから提言というか、意見があったのだらうと思うのです。ところが、そういうことを考えれば、普通の常識からいけば、同じ市議会議員でありなが

ら報酬が違うなんていう奇妙きてれつな判断というのは、僕はちょっと納得できないのです。

多分これも、小委員会では事務局からそういう提案があったとは思えませんので、委員の皆さんの丁々発止の議論の中から落としどころというか、この辺で選択をせざるを得ないような状況に追い込まれたのではないかなと私は想像します。

問題は、報酬は今までどおりでいいですよと、ここに附帯意見があります。しかし、これが果たして効力を持って、協議会はクリアしたとしても、次の、議会でそれぞれ議決をするのでしょうかけれども、どれだけ効力を、この附帯意見を十分に納得した上で議論をしていただけるものなのか。元の木阿弥になるおそれが私はあるような気がします。

それから、もう1つの附帯意見ですが、26人、可能な限り減らすという。これも、我々はそうあってほしい、私はそうあってほしいとは思いますが、果たして協議会の問題として議会の皆さんが尊重して下さるのかどうか。そうでなかったら、26どころではなくて、もっと人がふえるような状況が生まれるのではないかなと、そういう気がします。

したがって、この2つの附帯意見の拘束力というか、法的な根拠を、どこまで有効なのかというのを伺いたいと思います。

田岡会長：法的には全くないです。それから、拘束力は受ける側の問題でありますので、制度上で拘束力を持たせるといえるものではないと。それからもう1つは、新市に対する拘束力と協議会における附帯意見とするか、その意見の議論をここでやらないとだめだと思います。制度上は、極端に言うと、ここで決めたら、そのことが確認事項として、附帯も含めた確認事項になるというだけで、あと、守るのが守らないのか、そのとおりやるのかやらないのかというのは、まさに執行者側の提案者とか、あるいは報酬審議会等の中で、その意思を尊重する意思があるかどうかという、ある種のモラルに期待をするという部分があります。少なくとも私の意思が問われたら、皆さんのご意向を十分踏まえながら検討していきたいという立場をとるだけであります。

小池委員：ですから、私は例えば個人的に、議員であったとすれば、石狩市議会議員の皆さんよりも私は何で報酬が少ないのだとクレームをつけることも可能なわけだと思うのですよ。そんなことを含めて、大変難しいのですが。

田岡会長：小池委員の言うとおり、恐らく追い込まれたとか、まさに落としどころとして出てきたのではないかと。それはみんなが7回も議論をして、結局結論を出さないつもりでしたら、これ附帯意見も何もなかったと思うのです。ですから、本当にさまざまな議論を重ねて、ある種の苦渋の選択も含めて、折り合いをつけるところを探したというのは事実だと思います。その結果が、私も参加しておりませんが、議事録をずっと精査して読ませていただいておりますが、本当に皆さんが真剣に悩んだ結果の結論だと思いますので、まさにご指摘の背景というのはあったのではないかと。

小委員長のお話を聞きますか。

いかがですか、いわゆる附帯意見に至った背景と伺いますか、その辺あたりちょっと。

熊倉委員：報酬についての附帯意見については何回も議論しているから、皆さんもお聞きのとおりだと思いますので、今会長がおっしゃられましたように、私どもも何回も事務局に尋ねて、拘束力がないというような部分では聞き返しながらやりましたけれども、まず、私ども最後に新市につけました定数の問題についての考え方をちょっと申し上げたいと思います。

まず、今申し上げましたように、最初に合併協定書に附帯意見を付すことの可否についてでありますけれども、合併協議会が作成する合併協定書は、合併を実施するに当たっての合意事項を明記したもので、

いわば取り決め事項でございます。この合併協定書をもとに関係市町村の首長や議会は、住民の皆さんの意向を踏まえながら合併の是非を判断することになりますことから、大変重要な判断材料と私たちは思って、合併協定書自体に法的な位置づけはないのですが、合併する場合に検討し、取り決めておくことが必要と考える事項について任意に作成したものでございます。

次に、合併協定書はこのような性格でありますことから、附帯意見を付すことについても法的な位置づけや制約は、先ほども申し上げましたようにはないでありまして、特段の支障はないと理解しております。

次に、附帯意見の効力についてでございますが、ただいま述べましたように、附帯意見に法的な位置づけがなされていないことから、法的な効力はないものと、こう理解しております。が、しかし、私はやっぱり、関係市町村の首長によりまして合併協定書に調印がもしなされ、関係議会において合併が可決された後は、合併協定書の取り決めに基づき新市町村の諸施策の検討・実施が行われることになりますから、附帯意見に法的な効力はないものの、合併協定書を作成した合併協議会の意見として尊重され、十分な検討がなされるべきものと考えております。私どもはやっぱり、道義的な考え方があってしかりではないかなと、こう思っております。

田岡会長：私どもも、市理事者としては当然、ただいま小委員長の報告のあったような基本的なスタンスを尊重しながら今後の取り組みというのは進めていくということは基本原則だというふうに認識をいたしております。

どうぞ、大山委員。

大山委員：浜益村の大山です。

浜益村・厚田村が、なぜ議員定数50人にこだわったかということについて、私からもう少しお話ししたいと思います。

先ほど来石狩市の委員からは、在任特例で50人であっては財政的な面、あるいは今現在議員定数削減の方向に向かっている傾向の中にあって市民感情を理解させることはできないと、そういう意見が大半でございました。しかしながら、編入で合併される側の住民の感情からいいますと、30人で厚田・浜益から2名ぐらいの議員しか出ないということになると、住民に対する不利益が大きく発生するのではないかなという住民の不安がございます。

私たち委員は、協議に参加し、再々協議をしております。したがって、協議の進む方向、それから内容につきましても、理解もできますし酌み取ることもできます。しかしながら、一方、地域に帰りまして、住民にいかに納得していただけるような説明がなされるかということになりますと、住民の感情というのは、最初から不利益をこうむるのではないかという、そういう疑心に駆られておりますので、なかなか説明しても理解を得ることはできません。したがって、その不安にこたえる意味からも、ぜひとも議員定数50人で、合併時に協議に常に参加して、住民に不利益が及ばないような、そういう活動をし、住民に安心をしていただきたいと。

それで、制度が整った以後につきましては、例えば石狩市の議員として、1名参加するか2名参加するかわかりませんが、石狩市の議員の方々も皆立派な紳士の方々ばかりです。合併した後は浜益・厚田は知らない、そんな考えを持っている人は1人もおりません。いろいろ協議している中でも、うちの会派に入りなさいと。一生懸命あなた方の地域のこともやってあげますからという、そういう温かい言葉ももらっていますよ。私たちも、私も議員活動をしている中で、石狩市の議員に対しても深い敬意も尊敬も持っています。すばらしい見識を持った人だと思っていますよ。したがって、合併後のことについては、会派に入って協議しながら進めていければ、厚田村・浜益村にとりまして不利益はこうむらな

いと思います。それは私もわかります。

しかしながら、一方において、住民にいかんかを理解していただくかという、そういう説明責任において大変苦勞いたします。先ほど来の、定数50人が石狩市の市民になかなか理解されないのと同じように、私たちもその不利益をこうむらないということを住民に説明するということにつきましては大変苦慮しております。しかしながら、先ほど来提案されている、今日この追加提案にもありますけれども、この説明にあるとおり、こういうふうになると思います。したがって、例えば地域自治区という設定につきましても、先ほど来区長の問題も、委員の報酬とかいろいろ出ましたけれども、そういうことにつきましても、私たちは住民の感情に十二分に配慮された制度だと思っております。

それから、先ほど来、1年半か2年の議員活動で50人でやって、肩身の狭い思いをするのではないかなというような意見もありましたけれども、私たちは決してそう思っておりません。私たちは住民の代表でございますから、住民に不利益をこうむらないように、将来の住民サービスが行き届くように、そのみに頑張っております。したがって、先ほど来、報酬に差があるのは、同じ仕事をしているのだから、これはおかしいという、そういう意見がございました。自分たちの事前説明会の中でも十二分にそういうことは協議されております。しかしながら、自分たちの責務は最終的に住民の公共サービスの維持と向上にあるということでありますから、合併して自分たちが議員の身分を失うことにつきましても何ら心配はしておりません。いちずに住民の将来の幸せのために、自分も将来的にその地域に死ぬまで住もうと思っておりますので、地域住民の1人として安心して住める、そういう制度。そして、将来にわたり発展の、それこそ希望の大きなこの石狩市が、私たちをのみ込んで、さらに私たちの地域のよさも発揮しながら、すばらしいまちに発展していってくれることを私は期待しておりますし、そうだと確信しております。ぜひ今後とも皆様方の本当のすばらしい協議の中で、すばらしいまちづくりのために頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしく願います。

田岡会長：そのほかございませんか。

長原委員、どうぞ。

長原委員：長原でございます。

まず、附帯意見について意見を述べたいと思います。

まず、第1に、議員定数の問題と報酬問題はどうしてもリンクしておりますから、ここで報酬問題について附帯意見が付されたというのは当然なのだろうかなと思います。しかし、その内容から見ると、これは別々の報酬にするということで、ただいま小池委員からもお話がありましたように、これはいかにもいびつな形だなど。合併というのは、本当にこんないびつな形でつくってしまっているのだからという思いがいたして仕方ありません。

したがって、私はこういう書き方をするのであれば、私の主張としては全体プールということは何度か申し上げてまいりましたけれども、そういうふうにする方がよかったのではないかなというふうに思います。

また、附帯意見の次の、その後の新市の特例の関係ですが、定数の関係ですが、新市になって、その後の議員定数について小委員会がそこまで言及すると、附帯意見で言及するということが果たして妥当なのだろうかというふうに思います。少し行き過ぎではないのかと、ここまで言うのは。しかし、小委員会の皆さんが大変な努力をしていただきまして、一定の方向性を出されたというご努力に対しては敬意を表したいと思うわけですが、少なくともこの附帯意見が合併協議会全体の確認ということはいかがかと。つまり、小委員会からそういうご意見があったという受けとめ程度といたして、協議会全体の附帯意見というような取扱い方をしないのがいいのではないのかなというふうに私の意見としては考えるところで



あります。

また次に、この定数の問題ですが、いろいろなご議論をいただいていたのは十分、大変ご苦労をいただいたのは大変よくわかっております。しかし、この協議の出発点からのずっと流れを見たときに、やはり事務局の提案という中で、一定の範囲内でのやっぱり議論がずっと進められてきたのかなという気がして仕方がありません。30なのか50なのかというような二者択一というような形の議論を進めれば、これは出口はおのずと見えているわけです。今回のような方向になるというのは、これは見えるわけです。なぜかといいますと、厚田、浜益村が、一方的に不利になってしまうということは、それは到底了承できないとおっしゃる意見は十分にわかるわけです。そういう意味では、この50という出口になるなどというのはよくわかるわけですが、一方、この合併協議ということの本質から見たときに、市民の目から見たときに果たしてどうなのかということについても十分考慮しなければならないわけですし、また、民主主義的な原則という点も十分考慮しなければならないというふうに思います。

ですから、この30か50か二択の議論ということではなくて、これ前にも小委員会で申し上げたことなのですが、石狩市議会の検討の中で申し上げたことですが、もう少し広い角度から検討する余地はなかったのかと、検討すべきではなかったのかというふうに考えています。

どういうことかといいますと、その広い角度というのは何かといいますと、どうもこの合併協議会全体を通してそうなのですが、本当に新しいまちをつくらうというよりも、合併した後の姿として今の石狩市はどうなのか、それから浜益村はどうなのか、厚田村はどうなのかと、地域的な立場でのやっぱり考え方というのは、ずっと一貫して底流に流れてきていて、何か新しいまちを一気に皆さんの努力で本当に、ゼロからの出発とは言いませんけれども、作り上げていこうではないかと、新しく。そういうような議論になかなか進みづらかったなという印象を私は今でも持っております。その点は、また後ほど意見は別な機会に申し上げたいと思いますが。

そういう立場から考えて、少なくとも議会の問題について言えば、どうなのでしょう、合併の際に議会全部オールペア、なくなってしまうと、新しい市なのでから新しい議会をつくと、それくらいの決意でやらなくては私は市民の理解を得られないのではないかとというふうな意見を持っておることを申し上げまして、それぞれの皆さんのご意見もいただければと思うわけです。

この厚田村とか浜益村とかという区別でこの際物を考えていくのではなくて、新しい本当に市をつくるのだという立場に立つのだったら、議会も新しくすると。そういう決意が本当に私たちにとって必要なのではないでしょうか。

以上の点の意見を述べまして、この提案に対する私の意見といたします。

田岡会長：そのほかにございませんか。

はい、どうぞ。

神田委員：浜益村の神田ですけれども、熊倉委員長にお聞きしたいのですけれども、この附帯意見がついたそのいきさつですね。合併前の厚田村及び浜益村の一般議員の報酬によることという文言がありますけれども、これを認めれば50人オーケーというのが最初に決まったのか、それとも、50人が決定したので、その後に附帯意見として、それであれば今の文言をつけてくれというふうになったのか。どちらが先だったのかちょっとお聞きしたいと思います。

熊倉委員：先ほどの報告の中にも私が申し上げましたように、やはり石狩市の委員がそろって、結局石狩の市民の皆さん方に受け入れられる結論なのかというようなことから、いろいろ協議した結果、最終的に函館方式とかそういう、道内のいろいろな場所でそういう形にもなってきたという具体案が出てきてか

ら、やっぱり石狩市もそのような話が出てきて、あくまでも26でやる場合は、仮にという形の中で議論を進めていったのですけれども、石狩市の委員がその仮にも乗らないというような激論の中で、最後は私が報告したとおりでございます。

あくまでも報酬の部分が一番ウエートが高かったと思います。しかし、報酬ばかりではございません。議員定数も正直言って同時に進められておりました。そういうことでございます。

田岡会長：少なくとも私の承知している限り、後先の問題ではなくて総論の取りまとめの中で総合的に附帯意見が出されたというふうに、議事録を読む限りは私はそういうふうに理解しておりますけれども、どうぞ。

福沢委員：先ほどの質問の中でのやりとりから、ずっと今のやりとりを聞いていたときに、小委員会の附帯意見には何ら拘束力がないよと堂々と言っちゃる。そうしたら、小委員会のこれを受けての言葉が協議会の議案として出されて、その説明文として具体的取扱いという形の中で、石狩市の制度に合わせますと明記されていると私は理解しているのです。だから、私どもが議会で云々と言われたときに、村民に聞かれたときに、このとおりでございますよとこれを見せたら、どうして今のような議論になるのですかと。拘束力も何もない。だから、それをしたいのだったら、私はここにきちっと明記すべきではないか。文章的に。そうではないでこういう形をするというのは、まことにおかしいと思うのです。その辺について皆さんのご意見をお聞かせ願いたい。

田岡会長：神崎委員、どうぞ。

神崎委員：神崎でございます。

今の福沢委員のお話もおありだと思いますけれども、冒頭に、附帯意見もこことして認めるのかという投げかけがありましたのでね。ここで認めるとすれば、要するにそれなりの効力を発揮するということだというふうに受けとめています。しかし、一般的な形とすれば、今福沢委員がおっしゃるような扱いだ。ですから、この法定協議会で、その附帯意見を認めるのか認めないのかというのが今日の重要な我々の役目だということだけ、私の立場で申し上げさせてもらいます。

それから、いろいろなお話をいただきました。私ども石狩市議会としては、一応取りまとめをさせて、無理やり取りまとめをさせていただきました。根底にありますのは、2村の皆様方が、やっぱりこういうことだから一緒になるために必要だとおっしゃったことを我々は大切にさせてもらったつもりであります。しかし、今度の小委員会の取りまとめについては、私の考え方で議員の皆さんに納得していただいたのですが、実は今度の小委員会の選択は、全議員に了解していただくが、同時に承認できない人もいると、いることも認めるという私どもの議会の取りまとめ、私の取りまとめです。

ということは、要するに厚田・浜益村はいろいろご努力いただいて、これはもう村民の総意だというふうにしてご意見をお聞きしてきたわけですから。それでは私どももそうなるかと、こう言いますと、やっぱり我々石狩市民として考えれば、今度の合併協議会の目的は何かということを考えますと、なかなか市民の皆様方にご理解をいただけるというには、この結論の出し方は厳しいなというふうに思っておりますし、議員以外の皆様方の委員の皆様方も、そういうご意見の方が非常に多いということですので。

それで、とにかく小委員会の今度の取りまとめを私どもは、そういうことで取りまとめについての進行をさせていただくが、最終的には我々としては、今議会もそうですし、石狩の市民もそうですけれども、合併する姿と、しない姿を比較しながら、要するに最後の結論を見出していくと。その最後の結論を見出すところの、要するに議員定数というのも一条件の部分だというふうに思っていますので。

もし、その見出すときに、これだけがネックになって合併できないというような市民の皆様方のご意向

がさらに強まるとすれば、私ども議会議員としての与えられた立場をもっともっとやっぱり、今与えられている現状の立場をもっと厳しく位置づけなければならないのではないかなというふうには思っているのです。しからば、それはそのときの段階の話でして、とりあえず2村の皆様方のご意向もいただいて、加えてこのことについてまとめさせていただいたということですから、ぜひそういうことで、先に進めることの皆さんのご意見をいただきたいなと私は思います。

田岡会長：ありがとうございました。

ほかにございませんか。どなたか。

どうぞ。

福沢委員：ただ、私の言うのは、小委員会の報告というのは、小委員会は合併協議会の一部の機構でしょう。そこで議論したものを報告いただいた。だから今日の協議会の中でも報告という形の中で、その報告を認めるとか認めないの話ではないと私はまず、第1点に。それは小委員長が、こういう経過であって、こういうふうになりましたという報告です。それをもとにして、かかわる議案が出てきて、それで、大体そういう拘束力のないものも含まれて出てきた文面が、読み取れる文面になった議案が出ているのだったらいいですよというのですよ。私の言うのは、それが何もないのに、この議案だけ見ていって、これを了解したときに、なぜそんなにここを修正することがだめなのですかと。これをしないで、こんなに議論しているのに、これはあくまでも議案として協議している部分。小委員会の部分は、私は小委員会の報告、その中にそういういろいろな拘束力の話の法的な部分も解説いただきました。だから、なぜここが変われないのですかと聞いているの。

田岡会長：わかりました。

皆さんのご意見が固まって、附帯意見がもし当協議会の意見となったら、こここのところをそのように修文すればよろしいのではないかと思います。したがって、ここで今その議論をさせていただいているので、仕上げの仕方といいますか、それはこれまでも何回も区分の仕方について、修文等のご意見の集約としてやらせていただいておりますので、今の福沢委員のお話というのも1つの意見として、私どもは逆にそんな、こういう極めてどう結論がいくかというわからない問題であっただけに、むしろ具体的にここに書かなかったという経過がありますので、修文というか、加筆するとかそういうことについては、ご意見の取りまとめの最後の段階で整理させていただきたいと思います。

さらに議論を深めたいと思いますが、どうですか。

熊倉委員：今、福沢委員のおっしゃられた拘束力がないという、その言葉については、私ども小委員会も真剣にやはりその部分について、本当に拘束力があるのか、道義的責任なのか、そういう意見の議論を徹底的にしております。それともう1つは、やはり小委員会の結論は結論として認めていただいて、修正するなり何するなりは、私は委員長としては正直言って、それは皆さんにお任せいたしますけれども、やはり、自治組織の問題ではございませんけれども、それなりの結論を委員の皆さんで出したのだということだけ理解していただきたいと思います。

田岡会長：もう議案というのではないのですよね。これはもうたたき案なのですよ。そしてここで協議がされて、そして最終的に協議会の結論がまとまるという手続で、理事者が提案して議会で議決するか議決しないかというルールでここは審議がされていないということなのですね。

熊倉委員：私どもも本当に苦しい中でのそういう附帯意見でございますので、お含み取り願いたいと、こう思っています。

田岡会長：はい、どうぞ。

池端委員：石狩市の池端でございます。

私の考え方として、うちの石狩市議会では30という意見を出させていただきました。しかしながら、その50、パターンが2つ示された中の、このパターン3ですね。在任特例を使うという、このパターンに関して、やはり3市村共生といった、根本にあるその考え方の中から進んでいきますと、やはり一方的なこちら側の意見というものを押し通すということは非常に強引で傲慢なことでもあるのかなと。やはり3市村が今後新しい市としてまちをつくっていく中で、やはりそれぞれの地域の中で、そのそれぞれの地域をよく知っている方々が、新しい議会の中で新市におけるまちづくりプランであったりですとか、議会の中で議論される内容、決議される内容、多くありますよね。これをやはり決していくという意味では、公平性・平等性という意味でも、その50の特例はあるのかなというふうに考えが変わってきました。

今まさにこの50、30という中で、どうも財政ありきとか、お金ありきで議員の定数が議論されるということはいかななものかなと。確かに財政が厳しい。議員定数であったり、職員の例えば給与の問題であったり、それこそ特別職の給与であったり、そこだけが聖域として守られることのおかしさというものも、ある程度それはあると。市民の目線から考えれば、あると思います。

しかしながら、では財政が厳しいのだから、1人でもいいだろう。極端な話ですけれども、今の定数の半分でいいのだろうと。そういう極端な議論になって本当にいいのかなと。我々議員というものが果たして、市民の負託を受け、議会であったり行政の中にどのような位置づけで、どのような職責を果たしているかということを考えたときに、それは厚田、浜益皆さん同じ職責を担って活躍、活動されているものだというふうに考えております。

その中で一定期間、19年5月までの期間というふうに限定はされますが、新市に合併してからの予算編成であったりですとか、その辺、どうしてもこれは石狩市民にも納得していただけるような、やっぱり建設的なそれぞれの意見、うちだけの理論ではなく、やはり小委員会が採決した中でのその理論というものは尊重していかなければならない。それは皆さんがそれぞれの思いの中で出されたご意見であることでもありますし、当然石狩市からの意見も踏まえ、その財政的な部分によります議員報酬の件であったりとか、そういうものが附帯意見等がついて結論が出てきたのかなというふうに感じております。

先ほど会長がおっしゃられたように、恐らく報酬審議会等でそれらの報酬に関する、ここで出された附帯意見というものがどのように反映されるのか。それは本当にモラルであったり、例えばここで確認することによっての検証になるのかなと。必ずしも法的拘束力はないわけですから、ここで決めるのもおかしいでしょうが、あくまでも、折衷案と言ったらちょっと言い方はおかしいかもしれませんが、3市村からの思いででき上がったこの採択書、これをもって、報酬であれば審議会にゆだねたいなというふうに考えております。

田岡会長：この問題は合併に関する問題の中で大切な問題でございます。時間がないということは許されない問題だと思いますので、どうぞご意見をいただければと思います。

加納委員：ちょっと確認したいのですけれども、3ページの新市の議員定数に在任特例を適用する理由の中で、7項目書いてありますけれども、4番目の新市における調整事項への参加というふうになっていますけれども、これ私の認識として大分違うなというふうに思うのは、今合併協議会の中で新市に向けてのいろいろな検討・調整ということでされてきて、ある程度事務局案が、たたき台を出してここで確認されてきていますけれども、そういう経過で来ていますけれども、これ現実には新市になってからも相当数そういう事項があるということで、ここに示されております。そして、「現在、合併を検討している2村の議員が、合併当初における新市の議会議論に参加することが適当であること。」となっていますけれども

も、そういうことができるのですか。

今日までの積み上げの中で、全議員が参加しているわけではないというふうに私は認識しております。それから、例えばここに来ている議員についても、それぞれ議会から出てきてはおりますけれども、それぞれの議会がそれをちゃんと認識して、そのことを確認するような行為がされているかという、決してそうではないです。それを、残った分については新しい議会の中でそういうことができるようになっていきますけれども、そういうことが本当にできるのですか。

それから、今日ここに至るまでそういうことはされていないと思うのですね。私は新市建設計画の予算審議云々とか、この辺のことについてはわかります。そうだなというふうに思いますけれども、少なくとも事務事業のことに関して、そういう議論をやっていくとかという話になるのでしょうか。私の認識が違うのであれば言っていたきたいなと思います。

それから、今日定数の関係で出て、附帯意見として2本出ておりますけれども、これについても、先ほどの会長の話でいくと、今日の議案のこういうものに位置づけするのであればできるというような言い方をされたのであれば、私は附帯だというぐらいのレベルではなくて、位置づけができるのであれば、しっかりここに明記していただきたいと思います。それができるのであれば、それが当初できないという、また、そういう法的な部分も含めて難しいということがあって附帯意見として出されているわけですから。それが、現実にそういうことも含めてこの中に位置づけができるのであれば、私はしっかり位置づけすべきだというふうに思うのですが...

田岡会長：私が言っているのは、附帯することができると思えばそれでいいというだけの位置づけでありまして。

加納委員：わかりました。

その附帯という内容が、この議論されたことの附帯ということで、直接的な表現にはなりませんけれども、そういうことになるということですよ。そういうことを、この中に私は位置づけるべきだと思います。

そして、先ほど小委員長の方から、小委員会としてはそういう形で出されて、小委員会の総意ということと出されましたけれども、小委員長から、合併協議会の部分でこれを認めていただきたいというお話がありましたので、私もそういうふうにするべきだというふうに思っております。

この附帯については、やっぱり紳士協定だと思いますので、今の段階で守れるか守れないかわからないようなことを言っているようなことであれば、どの話についても全部ご破算になると思います。ですから、少なくともお互いにそういう紳士協定で、お互いにそういう認識で、しっかりここでまとめられたこと、また詰められたことについては、しっかり履行していくということを前提に話し合いをしていかなければ、書かれていなかったら守れないとか、書かれているから守らなければいけないとかというレベルでやっているのであれば、ちょっとこの協議会自体、せっかくここまで事細かくやったにもかかわらず、内容が相当稚拙なものになってしまうと思いますので、その辺については、私も含めてしっかりそういう前向きな取り組みをしたいというふうに思います。

田岡会長：どうぞ、事務局の方から。

清水事務局次長：追加議案の3ページの4番目、新市における調整事項への参加の意味について私の方からご説明したいと思います。

合併協議においてというのは、協議会でやっているこの協議がほとんど主となるものなのでございますが、ほかの部分も出てくる場合はあるのかなと思います。そういった新市で調整していかねばいけな

いものは相当数やはり出てきておりますし、ほかの面からも出てくると思います。そういったものについて、「合併を検討している2村の議員が」というところのくだりの意味でございますけれども、現在この協議会等で協議している事項、これは2村では持ち帰って、この協議に参加している議員だけではなく、持ち帰られていろいろ検討されているという小委員会の中でも発言がございました。それから、そういったものででき上がってくる、出てくる内容のもの、それがまとめられて最終的には協議書案となるのですけれども、そういったものの中で、それが判断材料となって議決がされていくでしょうと。その判断材料の中には、新市において検討するというものも当然含まれておるものがございます。そういった意味においては、最終的な判断は2村の議員の方々全員がかわってくる形になるというふうに考えられます。

ということで、合併を、今まさにそういうことを含めまして検討している2村の議員の方々が、将来新市において検討されなければいけない事項を、新市において、条例的なものになるのか、物によっては予算的なものになるのか、そういった審議の中で議論に参加していくということが非常に必要ではないか、適当ではないかというお話が出ていたので、そういう意味合いのお話が出ていたので、このような形でとりまとめをさせていただいたところでございます。

加納委員：この特例を適用する理由としてここに掲げてありますよね。私はその特例を適用する理由として、そのことがかみ合うのかということを知っているのですよ。現実にそれぞれの議員が、50名になったとき、このことが特例の1つとして挙げられるという内容では私はないと思いますよ。少なくとも今の段階で、石狩市においてもそうですけれども、合併協議会に出ている議員については、また戻って、協議会だとか何かの報告会だとか何かということはありませんけれども、このことについての議論を詳しくやって、そうですかという話にはなっていないわけですから。あくまでも事務局がたたき台を出して、ここでそういう確認をされているわけですから、少なくとも合併にかかわる事務事業の確認だとか調整だとかということについて、新市の議会の中でさらされてやるという話になるのですか。そういうことなのですか。そういうことができるのですか。今の段階では議会ですらされて、私はされているというふうに思っておりませんけれども。

田岡会長：ちょっと議論の、話がよくわからないのですけれども。

議会として当然調整事項が、各種の条例の変更ですとか、予算編成の中で具体化した段階で、議会として議論することになるのですけれども、そのことはわかっているはずですから。

加納委員：事務事業26項目を含めて協議していますよね。いろいろ調整だとか検討とかしながら、決まったものについては今の段階で確認して、新市ではやりますよと。ただ、新市以降の中で検討しなければいけない、調整しなければいけないということがありますよね。そういうのが相当数出てきていますよね。そのことが新市の議会の中でさらされてやるような問題なのですかということを知っているのですよ。そういう表現になっているわけでしょう。

田岡会長：そういうことになると思いますよ。

加納委員：ただ、今の段階で、では今進行形でやっているこのことが、議会ですらされて、26項目とその事務事業のことを議会の中でさらされてやっているわけではないでしょう。

田岡会長：同じ形で出るということはないですけれども、議案とか条例の改変が必要な部分、それから予算として制度の改変の議論というのは、今度は調整事項をより具体的に制度上の中でやると。

加納委員：それは最終的な議会の議決が必要になりますから、当然大枠としてはそういうことになると思うのです。総体としては、ただ、現実問題としてそういう、今日13回までの部分について、議会の中でそういうことがずっとさらされているわけではないですから、具体的に、ここに表現するような内容に

はなっていないわけですから。それが、新市においてこういうことができるという表現はちょっと違うのではないかなというふうに思うのですけれども。

田岡会長：3ページの4ですよ。

加納委員：そうです。

田岡会長：1回休憩しますか。大分疲れてきましたので。

10分ぐらい休憩させていただきます。

(休憩)

田岡会長：それでは、会議を再開させていただきたいと思います。

休憩前に皆さんのご意見をそれぞれご議論をいただきました。その中で加納委員と、それから福沢委員のご質問について事務局の方から、まず加納委員、それと福沢委員の、提案の仕方がだめではないか、もう少し考えようということについて、具体的に修文するといいますが、議論が固まっていない段階で文章を出すのは大変失礼なのですが、より具体的に議論をさせていただくために仮の文章を説明したいと思いますので、事務局から説明いたします。

清水事務局次長：まず、私の方から加納委員のご質問に対して再度お答えさせていただきたいと思いません。

3ページの4の新市における調整事項のことにつきましては、小委員会での議論の中で、2村の委員から在任特例を適用するに当たっての意見といいますが、要望として、これが非常に1つ判断の基準、つまり理由となって、在任特例を適用すべきではないのかという意見が強かったことから、このような調整をしまして理由として提案したということでございますので、ご了解いただければと思っているところでございます。

工藤事務局長：それでは、私の方から、議員の報酬に関する附帯意見、協議会においてまだ確認されたわけではございませんが、確認された場合、私どもが考えた加筆というか、修文につきまして報告させていただきます。

議案の9ページですね。特別職・議員・各種委員の報酬の議員の欄でございますが、「新市としての行政規模、職責等を考慮し、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号に規定する期間において在任することとなる厚田村及び浜益村の議会議員の報酬等については、合併前の厚田村及び浜益村の一般議員の報酬等によるものとする。」、このように考えておりました。

田岡会長：それでは、さらに議論を深めたいと思いますが、どうぞ。

中村委員、どうぞ。

中村委員：さまざまな意見が、ここで皆さんお聞きのように出ているわけです。まず、第1に、小委員会で決められた、また協議された結果について、これが拘束力があるのか、法的にどうなのかということについては、もちろん法的に拘束力がないということはもう明確なわけでありまして、しかしながら、やはり各地区から、また、その中から、この小委員会に地区から選ばれて行った方々が出席されまして、今事務局がおっしゃられましたようなことで、大変苦勞されて審議してまいったと思うのです。

そういう点を考えあわせると、やはり小委員会の意見が、これはもうだれが考えても間違いだよということではありませんので、やはりこれを尊重すべきであると。さまざまな疑問が生じるところもあるかと思いますが、やはり事務局の案というのは、我々が協議してその案をつくるということになりますと、専門外でありますので、なかなか時間ばかりかかって仕事はかどらないと。やはり何のために

事務局があるのかということを考えてみますと、そうしたことが物事を決める、または改正する場合においても、当を得ている手段だと思っている。そのために各自治体にしても、それから我々であれば、漁協にしても事務局があるわけです。

そうした中で、今ここで決めたことが、今度議会にあって、そのものがなされるのか、できるのかということも確かにありましたけれども、皆さんの約束事であり、また、これだけの人数の中でかなりの意見を出す、また傍聴者もいる中で、そんなことが発言されたら逆にとんでもないことであって、だれも相手にするようなことにならない。おかしいのではないかと。あの人はおかしいのではないかとということが一番先に出てくる言葉だと思うのですよ。

そういう意味からすると、やはりみんなが、100人、100人がいいとしなくても、このものには十分審議された中で原案として出されたものは、自分としては間違っただけのものではないな。また、皆さんが各小委員会で発言されてきたことが今日議題になっている、その中身をずっと聞いておきますと、やはりそれぞれの地区にはそれぞれの地区の事情があるわけで、その辺を酌み取っていただいたこともありますので、やはりこれは認めていくべきだというふうに自分は考えておりますので、一言述べさせていただきます。

どうもありがとうございます。

田岡会長：どなたかもう一人。

神田委員、どうぞ。

神田委員：浜益村の神田ですけれども、附帯意見についてちょっと私の意見を言いたいと思いますけれども、先ほど来、50人体制が市民の理解を得がたいということで話されておりますが、ここで石狩市の議員さん方に、お願いですけれども、市民の理解を得るような努力をしていただけないかということが第1点。

それから、附帯意見にあります函館方式、函館方式ということは明記されておられませんけれども、函館がこのような附帯意見のようなことでやっておりますけれども、この函館方式が本当に妥当だというふうに考えておりますかどうか。

それから、この合併期日にもありますけれども、大体1年半くらいの期間、これが財政的に本当に、50人体制で経費がかかるということですが、これは耐えられないことなのかどうか。

こういう関係が、端的に言いまして、この1年半くらいの議員の経費が新市として耐えられないかどうか。そして、合併することが、それより以上に大きなメリットがありますから、1年半くらいそういうことで我慢していただけないものかどうか。その点ちょっと私は、この協議会の委員の皆さん方に提案したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

田岡会長：どなたお答えいたします。

小委員長、お答えしていただけますか。

熊倉委員：今、神田委員の発言につきましては、むしろ私ども小委員会の議論の中で、委員の総意というような言葉が何回も出ておりますので、お互いの委員の中でご答弁なり調整をしていただきたいと、こう思っております。

田岡会長：神崎委員、どうですか。

神崎委員：今委員長がまとめられたのでお話ししない方がいいのではないかなと思うのですが、やっぱり私先ほど申し上げましたように、私ども方の言い方とすれば、やっぱりなかなか期間もあるようではなかったということで、市民の皆様方の感触も十分に確認をできていない事情もございます。これから案



がつくられて、議員定数のことを含めながら合併をするかしないかということの最後の私どもの扱いになってくるわけですが、そういう中で、やはり今我々が受けている感触としては、非常に今度のご努力をいただいた小委員会の結論も、非常に厳しい結論ではなかろうかと。しかし、附帯意見等でそれなりに、その厳しさを緩和するためにご理解いただければ、少なくとも私ども議会としても、ある程度の市民説明がなるのではないかとということでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、今度の小委員会の結論は、そういう流れで承認することはできないと。承諾はしても承認はできないという人もいますので、それは、そういうお考えの人は、そういうお考えもいるということは、私ども議会としては認めざるを得ないだろう。しかし、最終的な判断は、これから私どもが2、3カ月かけて議論をしていくわけで、少なくともこの中で私どもが参画しているものとしては、この議論の重みはよく承知していますので、浜益村から言われましたようなことについても十分に認識をして対応していきたいと、こう思っております。

鈴木委員：私も、この適用する理由について、ちょっと私の意見を述べさせていただきたいと思います。

合併当初における地域住民の不安というのは、今神崎委員がおっしゃったように、十分に地域住民に反映されたかということですよ。合併というこの論議が。私は十分に反映されていないと思うのですよ。この法定協議会のあり方についても、前段の問題になりますけれども、十分に住民に周知されて法定協議会が成立されたかということ、私は非常にこれはスタートが遅かったのではないのかと。平成14年から行われ、私どもの住民に周知されたわけですが、これはもっと早くから、議会同士が協議会でも開いて住民に周知されていれば、住民不安解消の問題はなかったのではなかろうかなと思います。

広域行政の一部事務組合の当時でも、何回も合併論議が、広域組織をする場合でも何回もやりました。けれども、この合併という問題については、やっぱり議会協議会というのは1回も開かれないうふうなことを聞いて、私も唖然としておりました。まず、この不安解消という問題は、今中村委員からもおっしゃられましたけれども、非常に私はこの問題についてはなかったのではなかろうかというふうに考えております。

それから、新市への移行、これは函館方式と、神田委員がおっしゃいましたけれども、函館というのはやっぱり北海道でも一番古い市ですよ。あの周辺の町村というのは、1回バブルのときにいろいろなことがあって、それがはじけて、函館というのはでき上がった市で、あそこで言うとやっぱり殿様の市だと私は思っております。ですけれども、石狩というのはやっぱり急速に市になったわけですから、我々厚田から見ても、急に石狩市になったのだな、未成熟な市なのだなというふうに私はまだ感じております。申しわけありません。そういうふうな感覚を私どもは持っております。そういう感覚ですから、私の感じです。

それから、新市のこの計画の3の予算審議に参画するのだと、新しい市議がというふうになっておりますけれども。これは地域協議会を設置して、15名という数字を出したのは、そういうことが想定されるので、15名という協議会に参画する委員を出したのは、ここにもあるわけです。10年間という期間を設けたのも、やっぱりこの辺にあるのではなかろうかと私は思っております。たった1年8カ月議員が出て、それで安定できるかということ、私は非常に不安を感じております。

それから、新市への調整事項の参加とありますけれども、これも先ほど加納委員がおっしゃったようなことで、いろいろ問題があるかと思えます。肩身が狭くない、私どもは住民の負託にこたえられるのだと、こう大山委員はおっしゃいましたけれども、それはやっぱり自分たちの村にいるからできることで、私は非常にやっぱりその辺のことは、報酬という問題も絡んでくるでしょうし、得票数の問題なん

かも、その辺も考えれば、同じ席について物を言う段階において、かなり問題があるかと思えます。これはやっぱり広域行政の一部事務組合の議員とはちょっと形が違うというふうに考えます。

それから、5の定数による、合併の26名、これについても社会一般通念の、先ほども申しましたように、会社組織の責任論から持っていきましても、人件費の効果が大きだと、こうありますけれども、これについてもやっぱり問題があるかと思えます。

6番目の議員報酬の適用、経費削減とありますけれども、これは非常に経費削減なんかというものは効果は薄いというふうに考えます。

7番目の、選挙がないからいいのだと、こうおっしゃいますけれども、この問題についてもやっぱり、1回選挙をやったって私は住民は納得すると思えます。たった2名の選挙を2回やれば、これは済むわけですから、2回目の選挙は通常選挙ですから、1回目2名ずつ出す選挙においては、私は住民は十分納得するし、出てくる市議員と新しいバッジをつける議会議員は、正々堂々とやっぱり同じ立場で議場に出られるわけですから。そういう意味からいっても、私は市長の視線も、平等な目でもって同じ市議員を眺められるという立場から見ても、私はこの理由については、そういう意味からいっても非常に不満ですし、反対を申し上げたいと思えます。

田岡会長：厚田村の委員で、ただいまのご意見に何かご意見ございませんか。

どうぞ、神崎委員。

神崎委員：今のご発言に対して別に反論するつもりはないのですね。ただ、ちょっと確認をしたいことがあります。

個別のいろいろなことで不満だということのお話をいただきましたので、それはそれでわかったのですが、ですから結局は合併をすることに反対だということを表示されたということですか、今の鈴木委員は。ちょっとそれを確認させていただきたいのですが。

田岡会長：いかがですか、鈴木委員。

鈴木委員：こういうことでは私は市民を納得させられないだろうという意味です。そういうことです。私は基本的には合併賛成でした。ですから法定協議会の委員にもなったと思っています。けれども、こういう流れの中では、ひょっとすると私もそういう反対の方に回るかもしれません。

田岡会長：わかりました。

神崎委員：それで、私どもの取りまとめも、本当に議会は一般の方々の意思とも余り変わっていないと思うのですが、苦渋の選択だという思いをしているのですね。そういう事情の中で、そういう苦渋を乗り越えたという意味は、先ほど何回も言いましたけれども、2村の皆様方の総意だと。だから我々もここで先へ行こうということだということだけは申し上げさせていただきますので、その辺さっき会長がおっしゃったように、厚田の皆さんのお話があれば、ぜひお聞きしたいと思うのですね。

田岡会長：少なくとも私が議事録といいますが、それを見ている中では、非常に30人と50人の議論というのが分かれる中で、厚田村の村民の総意であるということがたびたび議論の中心をなしていただけない、私は鈴木委員の意見というのは、正直最初に冒頭から、どうも小委員会の議論の背景は違っていたのかなと思いたくなるほど議論の分かれを感じておりまして、それで私最初に戸惑った表情で、この取扱いをどうしたらいいのかなというふうに実は思いました。それで今、厚田村の委員にも、ご意見があるのだったらぜひお聞かせいただければというふうに思ったわけなのです。

どうぞ、福沢委員。

福沢委員：私小委員会に一度も出ておりませんし、傍聴もさせてもらっていませんし、恥ずかしい話な

がら議事録を全部読んだわけでもございません。今の会長からの話の中でも、厚田村民の総意でなっているニュアンスに受けとめられるような発言がたびたびあったというふうに理解されると、そんな発言があったのかなと私自身も思います。ただ、言えたことは、厚田村の議会として、議会で議論して、議会議員の大勢の中では、村民を代表しているのではなくて議会の総意として、総意ではないですけども、大勢の形の中では、その方向で納得できるのではないかという言葉では言っているかもしれませんが、村民の総意だなんていう話になると、私どもはだれもそんなことを言える立場の人が、今の段階でいないのではないのかなという気がいたします。

これうちの、せっかく議論してもらった委員を責めるわけではございませんけれども、ただ、1つ言いたいのは、どんな形であっても小委員会で合意になったといいますか、そこまで努力してもらった部分を認めるのか。それとも、今全体会議ですから、それ以外の形で、まずこれをもう一度議論していくのかというのが大きな分かれ目だと思います。

私はやっぱりこの委員会の中で小委員会に付託したという部分も含めて、小委員会で確認ができたことを重要視したい。それを認識したい。私はそう思っています。だから、それを破棄して、この委員会でもっとやるのだよという、いろいろな、何時間もかけましたから。もうそろそろ、小委員会の言っている以外のことをこれからも議論するかしらないかということを、きちっと皆さんから今そろそろ意思表示をもらう。そうでないと、これ何ぼやっても話にはならないと思うのです。と思いますけれども、会長、いかがなものでしょうか。

田岡会長：議事進行にかかわるご提言をいただきまして、私もその機会をいつにしたらいいかと絶えず思いながら、議論をし尽くそうと思っていましたので。

はい、どうぞ。

河合（雅）委員：何か内輪の腹のうちが、厚田村は違うような意見。今福沢委員の言ったように、議会議員の中では50人にといいことではございましたけれども、その言い方が、とらえ方が、今言ったように全村民というようにではございません。ただ、先ほどからいろいろとこの問題は論議して、いろいろな方からご意見があります。ただ、私ども言えることは、やはり熊倉委員長からの報告にもあったし、苦渋の選択で、私どもの方からも議員が3人出て、私ども厚田村の議員の意見が通ったか通らないか、それは別にして、やはり1つの会議のルールというか、そういう流れの中で、やはりそういうふうにして決まってきたことで、委員長報告どおりでございますので、いろいろ私どもも腹の底から賛成ではございませんけれども、やはり物事には順序がありますので、この辺で委員長報告どおり進めていくことが一番いいのではないかというふうに思います。

田岡会長：どうぞ、藤原委員、お願いします。

藤原委員：石狩市の藤原です。

私は議員ではないので、市民の1人として委員になったということで、このことについて意見を述べます。

私自身は在任特例を適用するということについては疑問を持ちます。まず、ここに挙げている理由なのですが、地域住民の不安を解消するとかということがいろいろ書かれておりますけれども、不安というのは、編入合併をするということに対する不安なのであって、議員が少なくなるということの不安ではないのではないかなと思います。印象としては、激変緩和の議員の身分を保障するような印象として考えます。

それから、新市について言えば、建設計画がここで皆さんのご議論で示されていますけれども、それに

基づいて新しい市をつくっていくということでありますので、数がすべてを決めると、また、いかに予算を分捕るかというような議論にはならないというふうに思います。

それで、議会制民主主義をとっておりますので、何人からの適正な議員定数というのがあると思うのですけれども、その中でも、やはりそこに新しい区を設けて、そこから2名なりの、特例としてそこをやっていくというやり方が一番いいのではないかなというふうに私は思います。

そして、これからは議員にすべてお願いして、自分のところに何かを持ってくるということではなくて、自治区もできていることですので、自治組織でみんなて新しいまちを、自分たちの手で行政に参加しながらつくっていくということていくのだと思いますし、石狩市には市民の声を活かす条例もありますので、いろいろな物事を計画を決めていく中に、皆公募とかで入って行って、直接意見を述べながらまちをつくっていくというやり方をとってきておりますので、そういう新しい市になっていけばいいのではないかなと思いますので、この特例を適用するということについては、どうも納得がいけないと思います。

石橋委員：浜益村の石橋です。

確かに各地域の住民の声を聞きますと、お互いに財政困難だから合併するのに、50人体制だったらお互いにまたお金がかかるだろうと。納得できないという地域住民もいるかと思ひます。しかし、それはあくまでもごく一部の反対勢力であって、反対勢力があるから賛成勢力も勉強して、それぞれこの小委員会でも何回も議論を重ねて、苦渋の選択の末こういう結果が出たのだろうと思ひし、そのためにもやはり、もちろん石狩市の議員、厚田・浜益村の議員も、それぞれ1歩も2歩も退いて、そしてこういう結果が出たのだろうと思ひのです。

実は前回の協議会のときに、私地域自治組織の委員会に入っています。その中で、第3回、4回、5回くらい回を重ねまして結論を出して、佐藤委員長が報告しました。その結果反対に遭いまして、また小委員会に差し戻しと、そういうことで先般小委員会をやりまして、基本的には変わらないよと、そんなことでまた本日提案して、若干訂正するところはありましたが承認いただいたわけです。

そんなことで、小委員会の権威というのは何なのか、そんなことを考え合わせると、やはりもう議論に議論を重ねて、そして苦渋の選択で今日の方向づけを出したこの委員会の意見を、やっぱり尊重すべきでなからうかなと私は思っております。

田岡会長：どうでしょうか、もう相当この問題で各委員さんからご意見をいただきましたが、そろそろ取りまとめる段階に来たと、私はそう思ひますが、そのほかにご意見ございますでしょうか。

まだまだかかりますかね。どうぞ、村重委員。

村重委員：石狩市の村重です。

私この委員会の方に出させていただきます。それで、本当に小委員長から報告があったように大変な議論でしたし、私や石狩市の委員も、1市2村がどういうふうに考えたらうまくいこうかというふうなことを考えながら言ったつもりです。私はPTAの代表として出ていますので、議員の代表ではないですから、一般市民ということで委員会の方にも出させていただきます。今皆さん方が議論されたような内容が、逐一、最後の7回目まで、議論に議論を重ねてという、個人個人が毎回毎回意見を持っていうような委員会でした。

私の個人的な意見もありますけれども、何せ一番大事なことは、最終的にはお金とか経費とか報酬とかという話ではなくて、新市になったときにいかにうまくこの先進んでいくかということが私は最終的な論点だったのだと思ひのですよね。もちろん石狩市の住民のことを考えても、納得させるだけのものは持っていないかなければいけないと思ひますし、私は一般市民として、そうでなければ納得がいけないというふう

に、私も主張は最後までしてきたつもりです。

その中でこの附帯意見がついてきて、それで納得してくれというよりは、本当に新しい市の議員を信用してくださいと。50人の議員を信用してちょっとやってみませんかということだったのだというふうに私は思っています。附帯意見の内容等は皆さんで議論をされて、直すところは直せばいいと思いますし、それもかなり議論を重ねた結果というふうに皆さんに認識してほしいなというふうに思いますけれども、やはり、とにかく新市になったときにいかにまちをよくしていくかということが最終的な論点で話し合われたというふうに思っていますので、そこら辺も皆さんにおわかりいただきたいなというふうに思います。

田岡会長：佐々木委員、いかがですか。

佐々木委員：私ども小委員会では、6回目の小委員会の中で、市民に対してのメリット・デメリットということで、熊倉委員長から持ち帰りをして検討していただきたいと、このようなことが言われまして、私ども帰りまして検討を十分にいたしました。7回目の、この間25日でしたが、そのときに、小委員会の中でも申し上げましたが、50人体制で議会をやるのと、30人体制でこれからずっと続けるのと、5年になりますとかかる経費が同じになるわけでありまして、10年になりますと、50人体制で議会をやった場合、9,200万円メリットがあることになります。そして、さらに15年後には2億2,000万円のメリットが出ることになるわけございまして、これは50人体制でやった場合は、1年半ほど議会をやりまして、石狩市の改選期には失職するわけございまして。その後、30人体制でやりますと、ずっと続けるわけございましてから、逆転現象が起きることになります。

そういうことから、メリットを考えた場合は、私は50人でもってやった方がメリットが出るのではないかと、このようにも思っておりますし、私どもも石狩市の議員と一緒にあって、これからたくさん審議しなければならぬ問題があると思っておりますし、それから確認をしなければならぬ問題があると思っておりますので、私どもと一緒に議会で議論をするのが、私どもも浜益村民のため、また、石狩市民のためにも非常にプラスになるのではないかと、このように思っております。

以上申し上げますと終わります。ありがとうございました。

田岡会長：ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

どうぞ、堀委員。

堀委員：合併に反対しているからこのことを言うのではないということとはとめておいてほしいのですが、私たちはやっぱりここの協議会の中で、市民に合併した場合の姿と、合併しなかった場合の姿というのは別に出てきますけれども、合併した場合の姿をつくるわけで、市民にいかに納得してもらおうかということが大事だと思うのです。それで、さっき神崎委員からも、石狩市の方はかなりこの50という数字は、市民に納得してもらうのには難しいだろうという話が出ていました。私たちも合併の報告会だとかいろいろやっているのですけれども、私の周りの人たちは、やっぱりこの50という数字に対してはかなり拒否反応が大きいです。

先ほどのお話の中に、やっぱり50にした方が、財政的には将来的には逆転現象が起きるのだという話が出ていましたけれども、やっぱりこれ小委員会に出した資料の判断だと思うのです。50から26になっていく。30はずっと30のままという数字の資料の中で出された数字だからそういうふうに判断してしまうというふうに思うのです。これが30と26ということだと、また全然違ってきたのかなというふうに今のお話を聞いていて感じました。

ただ、ここの中で出た結論というのは、私たちは責任を持ってやっぱり市民に対して説明していかなく

ればいけないというところで考えると、私は50という数字はかなり難しいというふうに思っています。

福沢委員：私先ほども言いましたけれども、これこうやっていってもね。

田岡会長：いや、まとめるときはまとめますから。

福沢委員：ただ、一言最後に言わせていただきたいのは、最終的に議員の定数の部分でリスクをしようといいますが、最終的にそれぞれの住民を納得させるのは、現時点のそれぞれの議会の議員しかいない。これだけは明言させていただきます。ですから、小委員会に出た議員が、まず自分のところの議会をある程度掌握して、納得させられるなど。議会の大勢で、100%といかなくても、議会は多数決の府ですから、そういう判断の中でこの結果が出ていると思います。ですから、仮に今のようなご議論になるのだったら、もっと時間が欲しいから、今日の議論はここでやめて、小委員会の意見を覆してでも本当につくるのか、新しいもっとみんなで考えたものでやるのかという部分をもうそろそろしないと、私はこれどこまでやっても切りがつかないと思うのですよ。

ですから、やっぱり、私は最終的に申し上げさせていただくのは、うちの議会から3人もこの小委員会に出させていただいて、その範疇の中で、いろいろあったけれども、この案を承諾したということは、議会としても協力ができるという部分だったと思うので、これに執着するわけではございませんけれども、そろそろ切りをつけさせていただきたいなと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

田岡会長：という意見がございました。どうですか。

長原委員、どうぞ。

長原委員：これから会長は何か取りまとめをしたがっているようではございますけれども、取りまとめも結構でしょうけれども、本来これだけいろいろな意見が出て分かれているところですから、一呼吸置くと。次回の委員会までに再度検討ということも、その取りまとめの1つの方向でしょうし、また同時に、先ほど来いろいろな意見が出ているわけで、その中身にはかなり複雑な内容のものももちろん出されているわけですから、今日は一般的に、今までのような、これで、いろいろ議論が出ましたけれどもいいですかという取りまとめ方ではなくて、ひとつひとつのことについてきちんとした取りまとめ方をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

田岡会長：採決するという話ですか。

長原委員：いえ、採決とは必ずしも言っていません。ひとつひとついろいろな角度からいろいろな意見が出て、例えば附帯意見の取扱い方1つにしても、それをどう取扱うのかということについていろいろな意見が出ていますよね。私の意見は、この附帯意見の取扱い方については、小委員会の附帯意見ということにとどめるべきで、全体としての合意事項というふうな取扱い方はいかがなものか、すべきでない。特に、この定数に関する附帯意見については、これはむしろ大変問題が残るなという意見を持っているわけで、そういうことを含めてきちんとした取扱い方を進めていただきたいということでもあります。

田岡会長：どうぞ、神崎委員。

神崎委員：神崎です。

私どもの議会における立場というのは何回も申し上げましたので、いろいろあるということにまずご理解をいただきたいと思うのです。しかし、その議会の現状が、要するに今の市民の皆様方の1つの受けとめだということで、ぜひご理解をいただきたいと、こう思います。

それから、こういういわゆる全委員の中でこういうお話をして、取りまとめになるのかと。少ない小委員会で凝結させたその結論を、ここへ来てまたもう一回やり直してみようかとか、もっと時間を先送りすべきだとか、それはいいのです、手続上。私ももっと時間が欲しかった。正直言って。市民の対話もで

きなかったし、2村の議員の皆様方、議長たちとお話する時間もなかった。ですから、確かに時間は足りなかった。しかし、ここまで来て、もっとそれでは時間をかけるかといったときに、果たして皆さんの今日考えているようなことの中で物事が終結できるのかと思うと、今の現状から言うと非常に難しいと。ですから、できれば終結をする流れにしてもらいたい。ただし、終結して、みんなが要するに満足をしなくとも、合併の総体的な1つの取り進めとしてやむを得ないという基盤に立って取りまとめをしてもらわなければ、ある意味ではそうでなければしてもらわない必要はない。その辺をよく見きわめて会長はお仕切りをいただきたいなと思います。

大山委員：私は、今石狩の神崎委員からお話があったように、今日取りまとめをするべきだと思っております。そして、この法定協議会に参加している市民の代表の方々も、それから職場・団体から代表して参加しているの方々も、議員の方々はもちろんそうですけれども、住民、市民に対する説明責任は当然あります。そのための、住民に説明し納得していただくための時間を多くするためにも、今日ぜひ取りまとめをしていただきまして、パブリックコメントも早く終結させていただきまして、その後の住民説明に時間を多くとるべきだと思っております。したがって、ぜひとも今日終結させていただきたいと思っております。

田岡会長：実は、当法定協議会や小委員会で議論されていることのすべてが市民にさらされています。その議論の経過というものをしながら、最終的に市民の意見を踏まえて議会で最終判断をするということでもありますので、ここで秘密会議をやっているわけでも決してありません。したがって、私は時間をかけた多様な議論をさせていただいた。そして、一定のルールのもとで議論が尽くされた段階で、当然結論を出すべき役割を会長として担っていると。もういつまでもほうり投げて議論を延々と、次回、いやまたもう一回、意見が合わない。これは、正直言って意見が合わないのが、極めて健全な当協議会の議論だとさえ思っております。

したがって、皆さんのおっしゃりたい意見をぜひ忌憚なくしていただきたいという時間が、今まさにその時間でございます。しかし、技術的に、あるいは専門家の意見や、さらなる別席、小委員会等におけるさらなる議論が必要かというところまでいたしますと、どうやら議論は尽くされてきたのではないかと。というふうには私は理解するのですが、みんなが満足いかなくても、不満足が満足だということではないかと思っておりますけれども、どうですかね。

中村委員、どうぞ。

中村委員：なかなか、これほどの人数が集まって満場一致というわけにはいかないと思うのです。やはりさまざまな意見がみんな個々にありますので。やはり、今ずっと聞いていまして、ごく一部の方が反対意見を述べているような状態でありますので、やはり締めはきちっと、会長、ひとつお願いしたいと思っております。これはどこの会議であろうと、どこの話し合いであろうと、満場一致ということはまれに見ることでもありますので、ひとつよろしく申し上げます。

神崎委員：一言だけ。

私どもの議会における議員の現在の姿勢というものを明確に申し上げておりますので、そのことの、要するに今度の取りまとめに納得ができないという方は、それなりのお話で今日は意思表示をしていただいたと。最終的には、全部取りまとめされた部分の中で議会がどう判断するかのと看だ。そのときに、先ほど申し上げましたけれども、議会議員定数が、ほかのことのすべてが満足を期しているのに、このために合併にならないということになるとするならば、私どもは議員として最大の努力をするという必要性が迫られるという覚悟はしていると。こういうことだけ申し上げておきます。

田岡会長：ここ一月くらい前に、全国の法定協議会の会長会議が行われました。そして、その後全国の学識経験者、議会議員、一般市民等が集まります1,000人ぐらいのシンポジウムとありますが、学会が開かれて、そこで全国の合併のさまざまな事例発表が行われた中に、なかなかわかりやすく、極めて問題視されているのが議員定数の問題であります。そして、新市の合併と編入合併における背景の違いというのが、なかなか一般の議論の中に理解されないという背景も含めて、在任特例そのものの、在任という期間の扱いについても認識度が違って、新設と編入合併、石狩市のような例については違うということも、議論のベースになかなか成り立たないということも、その中で事例発表がされたように、この問題は本当に、10人集まったら10人意見がある問題であります。

そのために小委員会も7回も議論を重ねたというふうに思いますが、まず1つ、長原委員からも提案がございましたので、ひとつひとつ丁寧にちょっと意見をまとめていきたいと思いますが、私は小委員会が7回行われて、今日もこれだけの時間をかけて行ったので、まとめる段階に入っているというふうに思いますが、この点についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：よろしいですか。

その次に、先ほどの附帯意見の取扱いについてです。これも賛成・反対のご意見が出されました。そして、不満ではあるけれども、この附帯意見をもって市民の説得の材料にもすると。そして、厚田村にとっても浜益村にとっても石狩市にとっても、決して100%満足いく問題ではないが、やっぱり1つのルールの中で議論を尽くして、そして意見を取りまとめる意見として小委員会が1つの判断を附帯意見に託したというふうに私は理解しております。そうではないという意見もございましたが、附帯意見を当委員会の取りまとめの中に入れるかどうかということについて、原提案はご提案のとおりでございますが、このとおりで進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：よろしいですか。

それでは、そこまでは進めさせていただきたいと思います。

それで、もとより私の今申し上げたのは、先ほど事務局から提案して加筆させていただいた附帯意見ということでございます。

それから、最後になりますが、定数の件についてでございます。協議第7号 議会議員の定数及び任期の取扱い並びに協議第8号の特別職関係につきまして、ただいまの2つの意見を踏まえまして結論を出したいと思いますが、提案の原案のとおりご承認をいただきたいと、確認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：それでは、異議ありの声もありますが、多数でございますので、原案のとおり確認をさせていただきます。

長原委員：この協議会全体としての附帯意見とするということですか。

田岡会長：そうです。

長原委員：そういう意味ですか。そんな乱暴なことできるのですか。

田岡会長：ですから附帯意見なのです。附帯意見というのは、先ほどから言っているように方向を言っているだけで、権能もなければ、そのことをこの中で附帯意見として言いましたと言っているわけで、とすべきですとは言っていないということだけはご理解いただきたいと思えます。



異議のあるのは議論いただきました。

その次に、協議第4号 合併の期日について協議を行いたいと思います。

事務局より説明を願います。

事務局（中村）：協議第4号、協議項目2、合併の期日につきまして、27ページ、総括表でご説明いたします。

調整の内容であります。平成17年10月1日とするとしております。その理由を大きく3点記載しております。

まず1点目として、合併特例法が適用となる期間内の合併施行を考慮する必要があること。これは、知事への申請を平成17年3月31日までに、平成18年3月31日までに合併することが条件となっております。

2点目としまして、協議会における協議の進捗状況及び3市村における合併検討期間を考慮すると、合併するとした場合、3市村議会の議決は、最も遅い場合平成17年3月議会定例会であることが想定されます。これは、以前より、合併するとした場合の姿を夏ごろには示すとしておりますので、来月になりませうけれども、7月末には協議を終了する予定で進めております。その後、3市村それぞれが作成した合併しない場合の姿とあわせ、それぞれが合併の是非を検討する期間として少なくとも4カ月程度必要と想定され、議会議決は早ければ平成16年12月、また、最も遅い場合は平成17年3月と想定しております。

その場合に、次の点を考慮する必要があるとして、さらに3点を挙げております。

3市村議会の議決から官報へ告示されるまでの期間、つまり廃置分合の手續に要する期間であります。3市村議会の議決から道議会議決までを約3カ月間、その後官報告示までを約1カ月間として、全体で4カ月間程度と想定しております。

住民への十分な情報提供及び周知期間、これには、合併前と合併後を比較し、変更となる事項などについて混乱を防ぐための事前周知期間として、6カ月間程度は必要であると想定しております。

住民サービスに支障を来さないよう十分な準備作業を行うことができる期間、これには、新市へ円滑に移行できるよう電算システムの統合や事務の引き継ぎなど準備作業の期間として6カ月間程度は必要であると想定しております。

次に、大きな3点目としまして、(3)であります。新年度予算編成を新たな体制で検討できる期間を確保する必要があります。これは、合併し3市村の職員が一体となって、合併協議で調整されてきた内容を十分に考慮した中で新年度予算編成が行えること、また、新たな議会で新年度予算審議が行えることを考慮するものであります。

これら、それぞれから導かれる合併の期日ではありますが、(1)では平成18年3月31日までの期日、(2)では平成17年8月以降の期日、(2)及び(3)では平成17年10月以降の期日、(3)では平成17年10月末までの期日となりまして、すべてを考慮すると、平成17年10月1日が適当であると考え提案するものであります。

以上、協議第4号のご説明をさせていただきました。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：今の説明の内容おわかりになりましたか。

ご意見をいただきたいと思いますが。

どうぞ。

加納委員：合併の期日について、一応確認を含めてお聞きをしておきたいと思いますが、これ先ほどの定数の部分の、期間の中の5のところにもかわり合いがありますけれども、今それぞれ提案され

ましたけれども、この日程を見ますと十分な、1、2、3を含めてそうなのですから、6カ月というのは、これは最低の期間であって、これ要するに最短期間でやるという状況になっていると思うのですね。これ最短の期間でやらなければならないという意味合いで、今そういう説明をそれぞれされましたけれども、新市に入ってからいろいろな協議事項の関係の云々ということを見ると、本当にこの6カ月間という、半年間の中でできるということについて、そこまでちゃんとまとめ上げられるのかどうかという部分については、大変難しいのではないかとこのように思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

それから、先ほどの条例の関係のところにもかかわりますけれども、合併後、この案でいきますと、1年8カ月の在任特例の期間になるということで、そして、5のところでは短期間というような表現をしていますけれども、これは最長期間の話なのですよね。ですから、この辺について何をもちって短期間と言っているのかね。これは6カ月、一番最短距離でやってこの数字が出てくるわけですからね。私はもうちょっとこの時間の部分について検討するべきではないかなと。これ全部見ても、全部最短期間でやっています。最短期間にした理由が、先ほど言ったことだけなのか。それだけではちょっとまだ理解ができかねますけれども、それ以外に何かあるのか含めてお伺いしておきたいと思います。

清水事務局次長：加納委員のご質問に対して私の方からお答えしたいと思います。

最短期間でこれを、協議調書の27ページの、10月1日を合併の期日とした理由、これは皆、期間的なもので最短という形で考えたのではないかとこのことをございますので、再度ちょっとご説明させていただきたいのですけれども、(1)の場合については平成18年3月31日まで、18年3月31日まで合併すればいいよということを示しているものでございます。(2)の では、平成17年の8月以降であればいいよということを示しているものでございます。(2)の 及び については、平成17年の10月以降であればいいよという話でなっておるとこのことをございます。(3)につきましては、これは石狩市の現在の予算編成の事務が10月ごろから行われてくると。作業的にもそういうふうな日程が必要であるということから、17年10月末までは合併しておかないと、通常の予算編成の事務には多少支障を来すのではないだろうかということを行っているわけでございます。

ですので、その中で重なる部分を考えてとき、10月というのが重なってきますので、10月1日が最も適当ではないだろうかということをご提案させていただいているものでございます。最短でどれが一番という話で考えたものではなく、全部が条件的に重なるものがたまたま10月であったと。その中で一番考えておきたいのが、予算編成を3市村みんな、新市に向かったの、本当の初年度に向かったの実質の予算を一緒になってつくり上げていくという形が適当ではないかと事務方で考えた結果だということをご理解いただければと思います。

田岡会長：加納委員さんは6カ月以上延ばすべきだという意見ですか。

加納委員：そうです。

田岡会長：10月より前に合併をすべきだと。

加納委員：いやいや、その後です。

これ平成17年10月1日ということになりますと、当然平成17年の3月31日まではもう決まっていますよね。例えばやるということになれば、当然それからの6カ月後ですよね。この10月1日というのは、半年しかないわけですからね。ですから、私はもうちょっと時間がかかるのではないかとこのことで、平成18年に入ってからでも構わないのではないかなというふうに思っているのです。

田岡会長：そういう意味ですか。

加納委員：はい、そういう意味です。これ以上、6カ月以上早くできないはずですから。

田岡会長：事務局の提案は10月1日以降という意味ですから。

加納委員：これそうしたら10月1日にするという事ではないのですね。

田岡会長：今客観的な(1)、(2)、(3)の状況からいって、1つの提案として、1つの合理性な提案があるとしたら10月1日だと。これは必至でしょうねという、条件を出したといいますか、その中で1つの提案をさせていただいているのですが、ご意見は、8月とか9月に聞こえたものですから。

どうぞ。

神崎委員：関連します。

行政でこれだと日にちを決められると、ちょっと反発したくなるのですね。

田岡会長：いやいや、そんなことは毛頭ないですから。

神崎委員：いえいえ、これは私の感情として。おっしゃるその理由はよくわかりますよ。それで、予算編成にできるだけみんなが携わることができる。どっちにしてもこれ、それ以降であっても2回の予算には参画できますよね、50人の議員の皆さんはね。だから月数の問題ではないような気がするのですよ。

それと、合併の決定時期はいつかというのですよね。これが大事だと思うのですね。これは合併するのはこの日にちだけれども、その以前に合併することを決めますよね。その合併することを決めるときがいつなのかということが、僕はむしろ大事なのだよね。それで、それによって、予算の問題どころではないのではないかと。それは、合併の決定をすれば、そうしたらそれはそれぞれの行政間でもう決まったことですから、うちだってサマーレビューといって早くからもう予算をやっているわけですから。それは形ができなくたって意見交換はできて、予算の策定的なこともやれるわけですからね。

私どもの考え方としては、できるだけ短期間の在任期間を務めたいと、こういうような考え方も非常に多くいらっしゃいますので。その項目もかみ合わせながら、一応目標としてはこれいいですけども、目標数字ぐらいだということだと思っている人もいるというぐらいに考えていただければありがたいですけども。

田岡会長：今日ここで決めたい日にちというのは、おおむねその日にしたいということでは決してなくて、やはり合併するとしたらこの日にと。それから、その前提に、今委員がお話されましたように、少なくとも17年3月31日までに申請しなくては法的拘束力を失うということ前提にカウントをしたものであります。ですから、それより前になるということも、また今のスケジュールからいって、客観的に難しいのではないかなと思いますけれども。

はい、どうぞ。

福沢委員：合併期日の議論ですけども、今事務局から説明された形の中で、最終的に議会がいつ議決といたって、会長が今最後に言われたように、17年3月31日まで、こう事務局が言っているように、最長、最悪の事態は3月議会ではないのかという言い方をされています。それを考慮しても、なおかつ10月1日に間に合う事務処理ができますよということで、この10月1日という日付だというふうに理解しているのですけれども、事務局的に、もしそれを3つの議会が選んだときに、この日付でできませんよというのだったら、もともとこんな日付は出してこないから、もっと2カ月遅れとか3カ月遅れになるのだろうと思いますけれども、私はこの部分は事務屋の問題だと思っています。この日付は。だから、それを周知徹底できるのかというだけの話だと思うのです。

ですから、今議論の中で、いつ決めることが大事だと、石狩市の議長も言われましたけれども、事務段階としては最長の17年3月31日、3月議会、1定を見込んでこの日付を提示しましたよというふうに理解しているのですけれども、確認ですけども、いいですか、それで。

田岡会長：10月1日というのは1つの最大公約数といいますが、さまざまな条件の中の1つの合理性のある日にちだと思っております。しかし、さらに事務的にきちっとして、精査した内容で積み上げてきなさいという話になりましたら、10月15日でもいいかもわかりませんという話までは実は詰めた問題ではなくて、この今1、2、3の条件を満たすと、しかも後ろから数えると、10月1日が1つの合理的な日にちだといったことであります。だから、議論していただければ。ただ、事務的にどうしても物理的に譲れないというところがあると思うのですけれども、そのところちょっと説明していただけないか。

清水事務局次長：事務的にどうしてもこれが譲れないとか、そういうたぐいの提案とはなっておりません。先ほど会長がご説明しましたように、これらの設定条件を考えたとき、10月1日以降が最も適当だろうと。予算の編成をしていく上に当たって、10月1日以降が一番適当で、その中では10月1日でございます。最初に重なっているという。そういう意味で提案しておりますので、これが絶対事務的に10月1日でなければならないと、そういった意味の提案ではないということだけは申し上げておきたいと思えます。

田岡会長：流動性があるということです。10月1日が物理的にすべての条件を固定的に決めるというものではありませんけれども、最大公約数で10月1日というものを出したわけです。だから、物理的要件で絶対的に法的要件をクリアするために10月1日というものを出したものではないということだけはあるので、ただし、それでは12月がいいのか、1月がいいのか、2月がいいかといって自由な発想を生むほど、ここのところに条件設定はされていないと思うのですよね。いや、ある程度はされていると思うのです。物理的な要件というはあると思えます。けれども10月1日以降とは実際にどういうご提案ですか、これ。よく私も理解していないのですけれども。

福沢委員：石狩市の言っているように、石狩市議となる、合併したとしたら最短の在任期間をとるといったら、もっと遅い、18年3月31日までに合併できればいいという期間をもらえているのだから、もっと後ろへ持っていくことが、50人の市議ができたよという期間が短くていいよと、こういう発想の議論に私は聞こえているの。ただ、お話しすけれども、今まで議論した中で、早くても遅くてもかかる経費は、それは旅費を見たら、浜益村の議員が石狩市まで来た旅費というのは、今まで以上かかりますよ。はっきり言って。それが人数で来るのですからかかりますけれども、報酬とかそういうものでは、早くても遅くても何ら影響しないのでしょうか。その任期中は、それぞれのものとの分という部分を皆さんが今の形で確認してきているわけですから。

だから、私の申し上げているのは、事務局が、私どもが最長の17年3月31日の最後の議会まで議決の時期が延びたとしても、そこで決定してから、事務段階の手続で十分10月1日にやれるという自信がおりだから出したでしょうと言っているだけなのです。ここで決めておいて、住民に対して10月1日から新しい市になるのですよと説明しておいて、いつの時点で、事務的にできませんから半月延ばす、1カ月延ばすなんて話になりませんよと言っているだけなのです、私の言うのは。

田岡会長：いえ、そんなことにはならないでしょう。

福沢委員：だから、そういう懸念があるのだったら、やっぱりもうちょっと期間をとるべきであって、やれるのでしょうと、その確認をさせてもらったというだけです。

田岡会長：ちょっと休憩をいただきます。5分間だけ時間ください。

その前に意見ありますか。そうしたらちょっと休憩に入る前に意見どうぞ。

長原委員：休憩に入る前に申し上げます。

はっきりした意見が出ていませんが、これ期日の提案ですから、私は期日をきっちり提案した方がいい

と思います。私の意見は、18年3月31日とするということが妥当だと思います。いろいろ理由はありますがけれども、1つは、厚田村・浜益村という村はなくなるのですから、それもこの合併特例法という中でなくなるのですから、それはなるべく遅い方がいいと。その村がなるべくあった方がいいのではないですかということもありますし、また、物事を大体、今の日本の制度でしたら4月1日出発と、年度の出発というのが大体常識の線ですから、3月31日に合併して、4月1日から新しい年度、そういうのが合理的に考えて普通の考え方ではないかなと私は思うのでありますが、いかがでありますでしょうか。そういう提案をさせていただきます。

田岡会長：正直申しまして、今までは予想の範囲で、会長として、こういう意見も、いろいろな意見もあるなと思って予想の範囲でいしましたが、したがって私自身このことが、3月31日という意見が出るほど自由度の高い意見だとか、その選択の余地があると思っていないで、むしろ今まで私の発言してきた、会長としての発言の経過というのは、実に10月1日の意見を前提に物を申してきたので。

ちょっと休憩させてください。調整させていただきます。

(休憩)

田岡会長：会議を再開させていただきます。

合併の期日について当協議会に対する説明は、10月1日ということの内容をもちまして説明・提案させていただきました。今、両委員から、この10月の期日を、もっと後ろに下げるべきではないかというご提案も含めて意見が出されておりますが、私自身は10月1日というのは1つの合理的な事由をもって提案させていただいたというふうに思います。そして、この問題は、先ほども言いましたように、10月15日がいいのか12月1日がいいのかという議論には余り、むしろそちらに移すことへの合理性というのは、なかなか説明し切れないと。ただ、おっしゃりたいその背景というものは、全く無視したり、その議論を封鎖するといいますが、そういうことではないでしょうかということではないと思いますが、しかし、この10月1日を提案させていただいた合理性というものをぜひご理解いただきまして、平成17年10月1日を合併の期日として、原案のとおりご確認をいただきたいということでご理解をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

田岡会長：よろしいでしょうか。

それでは、ご意見はいただいたということで、それで確認を原案のとおりさせていただきますと思います。

それでは、最後の協議第6号 合併協定書(案)の事前確認について協議をいたしたいと思います。

これは今事務局から説明させていただきますが、これまでの議論を整理するという形の協定案でありますので、特別意識的にご判断をいただくというよりは、整理の問題だと思っておりますので、まず事務局から説明させていただきますと思います。

事務局(江部)：協議第6号、合併協定書(案)についてご説明いたします。別冊となっております合併協定書(案)をごらんください。

内容といたしましては、前回、12回協議会までに確認済みの項目について整理しております。継続審議となっている項目、今回の協議会で取り上げられる項目については記載しておりません。このように一部空欄もあり、協定書案としては完全な状態ではありませんが、協定書全体としてはボリュームもありますことから、現時点において整理が可能な項目についてまとめさせていただきました。

協定書案を作成するに当たっては、これまでの協議会で確認された調整の内容の根本的な考え方は変え

ずに、合併協定書としての体裁を整えるために表現を統一することを心がけました。表現の統一としましては、文末を「～するものとする」といった文章上の表現の統一から、記載内容について、より理解しやすいよう協定書に記載した方がよいと思われる事項について追加・削除などの整理を行ったものです。

次に、協議会において確認した内容と合併協定書における記載内容について、要点をかいつまんで説明させていただきます。

A 4 判横の別冊資料 1、『合併協定書（案）作成に伴う「調整の内容」の表現整理』と題した新旧対照表をごらんください。

1 ページ目、10、地域審議会の取扱いのところでは、地域自治区の設置に関する記述で、当初の表現では合併特例法を引用していましたが、協定書案では法令を引用せず、シンプルな表現に改めました。11、新市建設計画については、この項目だけでかなりのボリュームがあることから別添とし、協定書中の表現は簡潔なものとしております。

2 ページ目に移りまして、13、組織及び機構の取扱いでは、新市における組織及び機構の整備方針と新市における支所の整備方針の内容についても記載し、14、一部事務組合の取扱いについては、新市において今後も引き続き加入する一部事務組合の団体名を省略しないで記載しました。

15、使用料・手数料等の取扱い、16、公共的団体等の取扱い、17、補助金・交付金等の取扱いについては、これまで協議会において個別具体的に非常に丁寧な協議を重ねてきた結果、調整内容については多岐にわたっております。例えば、補助金・交付金の取扱いを例に挙げますと、統合する場合、現行のとおりとする場合、団体の統廃合などにより調整する場合、再編する場合、廃止する場合と5つの場合に分かれており、さらに、これらの実施時期についても、合併時に行う場合と合併後に行う場合があります。そこで、これら15・16・17の項目については、協定書における表現自体は簡潔にいたしました。

これまでの調整内容につきましては、この新旧対照表の次につづっております別冊資料2から4のとおりまとめておりますので、参考にしていただければと思います。

3 ページに移りまして、23、行政連絡機構の取扱いについては、行政連絡機構という言葉のみでは、その内容がイメージしにくいことから、補足いたしました。25の各種事務事業の取扱いについては、25-1、まちづくり関係から25-47、議会関係まで47事務事業で構成されており、調整内容もさまざまな表現となっています。その中で、調整内容が「合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。」といった一文のみの場合には、住民の方が協定書をごらんになったときに、具体的にどのような内容について協議が行われたのかわかりにくい面があることから、協定書においては、これまでの協議会の経緯がわからない方が読んでも協議内容が大枠で理解できるような例示をすることとしました。

4 ページ目、25-13、行政委員会関係については、調整内容では「石狩市の制度に合わせる」との表現でしたが、協定書では、最初に(1)で組織の統合について記載し、(2)で組織の事務などについても統合するとし、2段構成での記載としました。このほかに、調整の内容からは協議結果が読み取りにくい部分については、協定書作成に当たり新たに記載しました。具体的には、25-7、広報広聴事業の防災行政無線による広報、25-23、保健サービス関係の耳の健康相談事業、厚田村食生活改善協議会への補助、25-37、公営住宅関係の公営住宅ストック総合活用計画などが挙げられます。

以上、合併協定書案についてのご説明といたします。よろしくご協議お願いいたします。

田岡会長：いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

福沢委員：11番の新市計画というところで、新市計画は別添の合併まちづくりプランによるものとす

るという形で、こういう大きなものをいただいていますけれども、この議論の中身というのは今まで、この場と申しますか、この協議会の本番ではなかったような気がするのですけれども、これは全然ない形で終わりという。

田岡会長：いや、次回やります。

福沢委員：次回あるのですか。次回にあるというふうに理解していいのですか。

田岡会長：それから、そのベースになります基本構想の議論は、もうここでさせていただいております。ほかにございますか。

どうぞ。

小池委員：合併協定書ですけれども、これ役所の協定書というのはこういうふうなものが普通でございますか。というのは、私は合併の目的あるいは経緯というものを、前文に普通はあるもののような気がするのですけれども、そういうものが書き込まれていない理由は何でございましょうか。

田岡会長：これは合併するとしたらのプランの合意という前提で、今日までの協議会において議論されたことを整理するという、極めてある意味では事務的な整理であります。ですから、逆に合併するとしたらのそういう必要論というのは、また違う資料と申しますか、ペーパーによって出されることとなります。もちろんそのことが両方の案を市民に説明する各首長の立場だと思っておりますけれども。ここは、これはあくまでも極めて事務的な整理で仕上げるといふ意思なのですが。というのは、ここで合併するかしないかという議論をしているのではなくて、合併するとしたらの議論なのですが。

説明どうですか、もう少し。

清水事務局次長：これについて小池委員のご質問にお答えしたいと思っておりますが、合併協定書というものは、先ほど熊倉委員長が合併協定書のことについて触れていただいたのですけれども、合併をとした場合の合意事項、取り決め事項でございます。ですので、それについての各関係団体の皆さんが判断材料とするための合意事項を並べているものと考えていただいて結構でございますので、このような表現となっております。

今委員がおっしゃいました、前文で合併の趣旨とか目的とかそういう部分につきましては、新市建設計画の中でそういったものが盛り込まれておりますし、そういったまちづくりの中での関係の部分で、合併するに当たっての必要性ですとかというものは盛り込まれてくるのではないかと。また、そのような形で調整されているものと思っておりますので、ご理解いただければと思います。極めて事務的な整理という、会長のとおりでございますので。

田岡会長：新市まちづくりの中の全文と申しますか、全体像でその部分が出て説明できると思っておりますけれどもね。

小池委員：そうするとこれは、3人の首長さんが一番最後にサインするかそういうものではないのですね。

田岡会長：いや、サインします。これはまさにサインするそのものです。

小池委員：ちょっとそっけないのでね。

田岡会長：恐らく、まちづくりプランはごらんになっておりますか。あれの中に、いわゆるまちづくりの、どういうメリットと申しますか、どういう問題意識を持ってこのまちづくりに取り組むかということが書かれているのですよね。あくまでも、これはもうそういう意味ではそっけない、合意事項だけをべたべたと並べて、こういう話し合いができ上がりましたよねという確認事項ですね。

小池委員：余りこだわっているわけではないので。

田岡会長：はい、わかりました。

ほかにございますか。

今日の確認された事項なども踏まえまして、どうしますかね、次回で確認とりますか。全部の全容が並ばないのに、こんなモデル式でということになりますので。これは次回の新市まちづくり計画の審議の中で、もう一度全文を整理いたしまして取りまとめをしたいと思います。

それでは、この確認につきましては、次回のまちづくりというものを確認した上で全文の整理をして、皆さんにご確認をいただきたいというふうに思います。

## 6. その他

田岡会長：以上で、本日予定しておりました案件につきまして、すべてを終了いたしました。本当に長時間にわたりましてありがとうございます。

それでは、次回の第14回の協議会の開催日について、事務局より報告いたします。

工藤事務局長：次回開催についてであります。7月28日水曜日、午後1時から厚田村総合センターで開催したいと考えております。

案件につきましては、ただいま申し上げました新市建設計画、合併まちづくりプランと合併協定書(案)、本日確認していただいた内容を含めまして、合併協定書(案)の最終版ということでご協議願いたいと思います。

議案等につきましては、7月20日ごろ送付できたらなと思っております。

## 7. 閉 会

田岡会長：それでは、長時間にわたりましてありがとうございました。



上記協議会の経過を記録し、その相違ないことを証すため、ここに署名する。

平成 年 月 日

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会会長 田岡克介